

平成25年6月第20回互理町議会定例会会議録（第3号）

○ 平成25年6月16日第20回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（17名）

1 番 鈴木洋子                      2 番 高野孝一

3 番 熊田芳子                      4 番 小野一雄

5 番 佐藤正司                      6 番 安藤美重子

7 番 百井いと子                      8 番 鈴木高行

9 番 鈴木邦昭                      10番 渡邊健一

11番 四宮規彦                      12番 高野進

13番 熊澤勇                      14番 佐藤アヤ

16番 鞠子幸則                      17番 佐藤實

18番 安細隆之

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（17名）                      応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名）                      不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総 務 課 長	佐 藤 浄	企 画 財 政 課 長	吉 田 充 彦
用 地 対 策 課 長	佐 々 木 人 見	税 務 課 長	佐 藤 邦 彦
町 民 生 活 課 長	鈴 木 邦 彦	福 祉 課 長	阿 部 清 茂
被 災 者 支 援 課 長	齋 藤 幸 夫	健 康 推 進 課 長	佐 々 木 利 久
農 林 水 産 課 長	東 常 太 郎	農 業 委 員 会 事 務 局 長	菊 地 和 彦
商 工 観 光 課 長		都 市 建 設 課 長	日 下 初 夫
兼 わ た り 温 泉 鳥 の 海 所 長	酒 井 庄 市	上 下 水 道 課 長	作 間 行 雄
復 興 ま ち づ くり 課 長	千 葉 英 樹	教 育 長	岩 城 敏 夫
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	鈴 木 久 子	生 涯 学 習 課 長	熊 澤 一 弘
学 務 課 長	遠 藤 敏 夫		
代 表 監 査 委 員	齋 藤 功		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	丸 子 司	参 事	牛 坂 昌 浩
書 記	櫻 井 直 規	兼 庶 務 班 長	

## 議事日程第3号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

午前 9時00分 開議

議長（安細隆之君） おはようございます。

会議が始まる前に、議員各位、また傍聴される皆様にご連絡をいたします。

今定例会中は、本会議取材のためFMあおぞらからの本会議中の録音の申し入れを許可しておりますのでご了承願います。また、会議中に携帯電話等の音が出ないようご協力をお願いいたします。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、11番 四宮規彦議員、12番 高野 進議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（安細隆之君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き質問を継続いたします。

一般質問は、互理町議会基本条例第6条第2項の規定により一問一答方式により行いますので、質問、答弁は簡明にお願いをします。

一般質問の順序は、亘理町議会先例集第96号により通告順に議員の質問時間は40分以内となっています。

通告は、お手元に配付してあるとおりであります。

順次発言を許します。

16番。鞠子幸則議員、登壇。

〔16番 鞠子幸則君 登壇〕

16番（鞠子幸則君） 16番 鞠子幸則です。

私は、3つについて質問いたします。1つ目は中小企業の振興について、2つ目は水産業の振興について、3つ目は子ども医療費の拡充についてであります。順次質問をいたしますので、答弁よろしく願いいたします。

1つ目、中小企業の振興について3点お伺いいたします。

まず、第1点目。中小企業振興資金融資、これは災害分であります、と中小企業活動再開支援事業補助金の制度について、再度広報わたりに掲載してはどうかであります。答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） お答えいたします。ただいまのご質問についてお答えいたします。

災害分の中小企業振興資金融資につきましては、平成23年3月11日から平成25年3月31日までに借り入れた事業資金の返済利子について、従来1%でありました利子補給分に、震災で損失を受けた中小企業者の方々へ上乗せした1.2%を含めた2.2%の全額を利子補給したところであり、受け付けにつきましては平成25年3月31日で終了しておるところでございます。

また、中小企業再開支援事業補助金につきましては、平成24年度に引き続き平成25年度も実施していることから、5月号の町の広報及び町のホームページに募集記事を掲載し、周知を図りながら5月15日から6月28日までの期間で申請を受け付けているところでございます。さらに、今回の受け付け状況を踏まえながら、今後の募集を実施したいと考えておるところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） それでは、24年度分の中小企業振興資金利子補給金ですね、これ災害分ということで、この件数と金額いかになっているか。及び、中小企業活動再開

支援事業補助金ですね。これについても、平成24年度、件数と金額はどうなっているのか答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まずもって、中小企業振興資金の融資そのものについては、23年度については……。 （「24年度」の声あり）23年度はいいんですか。 （「24年度でいいです」の声あり）はい。

一応、参考までに。23年度分については7件の3,880万円。7件の3,880万円。そして、平成24年度につきましては24件の1億6,365万円。24件の1億6,365万円。そして、中小企業振興資金の融資上乗せ利子分ですね。これについては、23年度、24年度合わせた内容で申し上げますと、合わせますと31件になるわけでございます。その利子補給分の上乗せの利子分については122万6,766円。122万6,766円。そして、中小企業再開支援事業補助金につきましては、28件2,520万4,000円。28件の2,520万4,000円となっておりますのでございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 24年度については、わかりました。

それで、もう何点かお伺いしますけれども、平成25年度の当初予算で中小企業振興資金利子補給金災害分、当初予算でどのくらい組んでいるのか。及び、中小企業活動再開支援事業補助金、これらについても当初予算はどうなっているのか答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（酒井庄市君） お答えいたします。

利子の上乗せ分につきましては、今ちょっと資料持ち合わせておりませんので、後ほどお答えいたしたいと思っております。

また、中小企業再開支援事業補助金につきましては、5,000万円を予算化しております。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 先ほど町長が答弁しましたけれども、25年度の中小企業活動再開支援事業補助金ですね。これは、6月28日、今月で申請締め切りになっておりますけれども、現在何件申請がありますか。

議長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（酒井庄市君） 正確な数字はわかりかねますが、現在二十二、三件だったかと記憶しております。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今から、きょうが17なのでどういうふうになるかわかりませんが、ふえるにしても23だと最大100万円ですから2,300万円ですね。予算が5,000万円ですので、現時点でおおよそ2,700万円くらい予算が残るといふふうになりますが、そうした場合、例えば秋の10月にもう1回再度申請を受け付けるとかそういうことを考えていますか。

議長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（酒井庄市君） 先ほど町長が答弁しましたとおり、今回の受け付け状況を踏まえながら秋にもう一度というふうな考えでおります。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） そのとき、当然のことながら再び広報わたりはこの制度の概要ですね、これは載せますね。約束できますね、それはね。

議長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（酒井庄市君） 今回の募集と同じように、内容等を載せる考えでおります。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） それでは、2点目に移ります。

仮設店舗について。賃料は、原則2年かからないけれども、それ以降は、2年以上も引き続きかからないようにしてはどうかということですので、答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 仮設店舗につきましては、まずもって現在の状況を申し上げたいと思います。

現在、悠里地区のふるさと復興商店街で29店舗、荒浜の築港通の仮設店舗で4店舗、新御狩屋仮設店舗で7店舗と町内で合わせまして40店舗となっております。

ご案内のとおり、使用期間につきましては、仮設店舗等の使用の決定を受けた日

から2年以内でございますので、その間使用料は無償となっておりますのでございます。そして、建設時期の相違で多少のずれはあるものの、どの仮設店舗においても平成25年12月末から平成26年3月末にかけて2年の使用期間の満了を向かえるわけでございます。

先月、町では各店舗を訪問いたしまして、今後の再建計画などの聞き取り調査を行ってまいったところでございます。結果といたしましては、以前の土地での再建を計画されている方あるいは新たな場所での再建を望んでいる方さまざまですが、集団移転先の戸建て住宅での再建を希望されている方もいることから、建設時期等を考慮した上で、まずは1年間の使用期間延長とその間の使用料については無償とすることと考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今、仮設店舗の現状を話されました。店舗数でありますね。公共ゾーン、ふるさと復興商店街29店舗ですね。築港通地区4店舗、新御狩屋地区が7店舗で合計40店舗というふうになっておりますけれども、業種ごとにわかりますかね、何店舗かというのは。

議長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（酒井庄市君） ちょっとお待ちくださいね。

施設別ですけれども、まず築港地区の仮設店舗におきましては地場産品販売業、飲食業、食品加工所、それと事務所の各1店で4店舗となっております。また、新御狩屋地区におきましては、畳屋と大工さんが各2店、それとタクシー業、内装屋さん、板金屋さんが各1店の7店舗となっております。また、ふるさと復興商店街につきましては飲食業が3店、食料品、雑貨、家電、衣料販売等の販売業が7店、理容美容業が4店、電気関係の事務所が2店、内装業が2店、そのほかに魚屋、自転車屋、郵便局、建築業、鉄鋼業、水道屋、瓦屋、鍼灸業、サッシ屋、金型製造製作所、パソコン事務所が各1店の29店舗となっております。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） わかりました。

私もふるさと復興商店街の何人かにお話を聞きました。日用品を販売している方は、現地で再建する、荒浜の方ですけれども、現地で再建する予定にしていますけ

れども、私が訪問したのは5月の段階ですからね。5月の段階なので、そのときには要するに仮設店舗が2年だと。そして、その後どうなるかというようなことについては、さっぱりわからないという話をされておりました。自転車の人は、この方はグループ補助金に申し込んでいますけれども、阿武隈堤防のかさ上げによってここでの再開は難しいと。ですから、例えば防災集団移転の中及び災害公営住宅の西木倉あたりに土地を提供してもらえれば、非常に助かるということ。あと、もう1店の方は、服ですね。衣料をやっている方で、これは亙理の駅前にうちと店舗を作って再開すると。いずれの方々もグループ補助金及び中小企業活動再開支援事業補助金などを、特にグループ補助金は後の話になりますけれども、国と県で4分の3補助になりますので、こういう手厚い補助でなんとか再建したいというふうに皆さん希望しております。ただし、仮設店舗がつくられてから2年ではなかなか大変だということでもあります。

それで、先ほど聞き取り調査をされたと言いましたけれども、そのときに2年たてば出ていかなければだめだというこういう説明はされませんでしたか。

議長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（酒井庄市君） 2年で出ていってくれというふうなお話はしておりません。

あくまでも現況で、現在の時点でどういうふうに考えているかというふうなことをお聞きしたまででございます。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 認識が違うとかはわからないけれども、誰が説明したかとかは言いませんけれども、そういう説明をされて困ったと、皆さん怒りを募らせていたということでもあります。

いずれにしても1年間延長するということなので、これについては速やかにその仮設店舗に入っている方々に周知徹底する必要がありますけれども、その点はどういうふうにやりますか。

議長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（酒井庄市君） 聞き取りいたしましたときと同じように各店舗を回るか、あるいは仮設店舗入居者の方に一堂にお集まりいただきまして、そういうふうに延長のお話をしたいと考えております。



議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） わかりました。

では、3点目に移ります。

先ほどお話しましたグループ化補助金について、引き続き遡及適用できるように国に要請してはどうかであります。答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 中小企業等のグループ施設等復旧整備補助事業補助金につきましては、第8次申請受け付けを今月3日から6月28日まで県において行っておるところでございます。

前回までは、交付決定前に着工あるいは実施している場合でも補助対象となっておりましたが、第8次申請分から許可がおりてから着工・実施したもののみが対象となります。しかしながら、これからも支援を必要とする中小企業者が数多くおりますので、町といたしましては引き続き遡及適用できるよう、今後とも国県に対して要望をしまいたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） ちなみに、平成24年度のグループ化補助金のこの件数と交付決定額と、今話されましたけれども県で受け付けしていますのでわかるかどうかわからないんですけども、ことし、平成25年度のグループ化補助金の申請件数ですね。幾らになっているか答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まずもって、第5次でございますけれども、固有名詞で申し上げますけれども、亶理町災害防止協議会グループということで8者、その金額が7億1,000万円。8者で7億1,000万円。第6次では2グループが申請して受けておりますけれども、まず亶理町沿岸地域復興支援絆グループ。亶理町沿岸地域復興支援絆グループ、これについては21者5億6,000万円。そして、亶理ふるさと沿岸復興グループ。亶理ふるさと沿岸復興グループ、34者6億8,000万円、合わせますと63者でございます、総額にいたしまして19億5,900万円となっております。以上でございます。（「ことしの分についてはわかりませんか」の声あり）

議長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（酒井庄市君） 25年分の第8次募集につきましては、受付期間が6月28日までとなっておりますが、今のところ申請は当町内ではございません。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） わかりました。

じゃあ、2つ目に移ります。

水産業の復興について2点お伺いいたします。

まず、第1点目。福島第1原発事故により出荷自粛が続いている漁業者にどう支援するのか答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 現在、出荷制限がかかる魚種、魚の種類でございますけれども、スズキ、ヒガンフグ、クロダイの3魚種、3種類の魚となっており、水揚げされたものはすべて東京電力の補償対象となります。また、出荷制限のない魚についても、風評被害による安値での取引を強いられる場合や売れ残る場合も多くあることから、この場合も東京電力の補償対象となり、また個人そして漁協が窓口となり1カ月ごとに請求をし、請求内容に不備がなければ規定により40日後に納入される予定となっております。

町では、昨年、出荷制限のかかる魚の廃棄処分について宮城県や関係機関と協議を行い、利府町にある佐藤工業株式会社において廃棄物処理ができることとし、漁業者の負担軽減となるよう支援を行ってまいったところであります。また、出荷制限のかからない魚でも風評被害による安値で商品価値のないものについては、今年6月から亘理清掃センターにおいて、週2トンのペースで処分できることとなりました。

今後の取り組みといたしましては、風評被害で魚介類の国内消費が減少していることから、県内のほかの沿岸市町、漁業関係機関との連携を図りながらPRを行うとともに、漁業者の生活に対する支援については県を通して東京電力や国などに要望してまいりたいと思っておりますのでございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 私がこの問題を取り上げたのは、実は5月3日の、町長読んでいると思うんですけども、河北新報に大きな記事が出ました。しかも、記述のものは

テレビ欄の裏面ですね。社会面のトップのところに載りました。亘理の漁業者の風評被害の問題であります。若干読ませていただきます。「2日午前6時、今シーズンの定置網漁が本格化する宮城県亘理町の荒浜沖。漁師渡辺信次さん」というのかな。「渡辺信次さん(74)の漁船『山六寿丸』(3.9トン)が、沖合約1キロで定置網を海から引き上げた。5人の乗組員が魚を手分けして分類する。」さつき町長言いましたけれども、「スズキとヒガンフグを選び出し、次々と海に放り投げていった。『もったいねえよなあ。手間もかかるし…』。渡辺さんが嘆く。スズキとヒガンフグは昨年4月、亘理町沖で捕れた検体から新基準値を超える放射性セシウムが検出され、国の出荷制限指示を受けた。その後も数値は下がらず、解除のめどは立たない。痛手は大きい。中でもスズキは1キロ当たり800~1,000円で取引される『高級魚』。渡辺さんがスズキを手にも恨めしそうに語る。『1日で200匹捕れる日もあり、主力だった』昨年は、5月にスズキと並ぶ主力のヒラメが出荷制限指示を受けた。先月1日に解除されたが、この間、水揚げ額は大幅に落ち込んだ。ホッキ貝漁や秋サケ漁でしのぐほかなかった。山六寿丸のこの日の水揚げは約100キロ。普段の3分の1程度だった。」最後のほうに、宮城県漁協仙南支所の亘理の運営委員長、菊地県漁協会長は話されております。「原発事故の汚染水問題は今も続いている。安全、安心のためとはいえ、自粛が長引けば復興の意欲がそがれる」と懸念を語っております。

私も今、館南の仮設住宅に住んでいる五丁目の方にお会いすることができました。朝は行けなかったもので、昼間、漁から帰ったときに話を聞きました。先ほど町長も言われましたけれども、県漁連を通じて東電に賠償した分については、大部分が3月に納入されたというふうに言っておりますけれども、この人はどういう理由かわからないんですけれども、漁協を通じて申請したわけじゃないんですね。ですから、依然として東電から賠償金は払われていないという話をされました。もちろん、この賠償の最大の責任者は東京電力であります。そして、同時に安全神話にどっぷり浸かった政府の責任も大きい。ここで速やかに賠償するのが当然であります。ですけれども、依然としてまだ賠償を請求しても納金されない方々もいるわけがあります。それについて、例えば町で一時立てかえて援助をするという考えはありますか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） あくまでも、今回の東京電力による福島原発については、今議員さんが言われたとおり東京電力の責任において賠償すべきと思っておるところでございまして、それを一時的に町で立てかえるということは、町の予算編成上ちょっと難しいと思っておりますので、これらの請求に対しましてすぐ漁業者の手元に届くように配慮すべきと思っておるところでございまして。これらについても、やはり県並びに運営委員長等にも、ぜひ早くこの漁業者に対する損害額について支給すべきと要望してまいりたいと思っております。以上でございまして。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 町で立てかえるというのは、やっぱりそれはね、無理な話でもある。難しいのはわかります。

この前、県議会の震災復興特別委員会でもその損害賠償の申請が煩雑だと、もっと簡素化すべきだというふうに東電の担当者に話したとかありますので、要するに東電と国が責任を持って速やかに損害賠償を行うということが必要だし、民法では損害の請求3年で時効なんですけれども、それは特例として時効も延長されましたので、そういう法が全会一致で国会通っていますので、私どもも東電、政府に働きかけていきたいと思っております。

2点目に移ります。

燃油が高騰している。燃料費の一部を補助してはどうか答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 現時点では、この燃料の高騰そのものについては、円安によって現在の燃油の高騰は、水産業の経営に多大なる影響を及ぼすことが懸念されております。

ご案内のとおり、平成20年の4月にも1リットル当たり115円だったものが、同年の8月には164円という急激な燃油高騰があったため、それらに対しまして互理町燃油価格高騰対策補助金交付要綱を策定いたしまして、燃料代の一部について1リットル当たり2円を助成した経緯がございまして、ここ数年の軽油価格の推移は、1リットル当たり130円台から下降と上昇を繰り返して、おおむね……。〔「軽油で

すか」の声あり) 軽油です、軽油。

おおむね横ばい状態が続き、平成25年5月の価格は128円となっておりますが、今後において燃油高騰が続けば漁業者の経営を圧迫するとともに、水産業復興の足かせとなるため、町といたしましては燃料代の一部助成も視野に入れ、他の自治体の動向を踏まえつつ亘理町燃油価格高騰対策補助金交付要綱の策定を前向きに検討するとともに、またほかの沿岸市町と連携し、県を通して国への支援を要望してまいりたいと思っております。

議長 (安細隆之君) 鞠子幸則議員。

16番 (鞠子幸則君) 私も5月の段階で、5月の段階というのは円安が急激に、4月の黒田総裁の量的・質的金融緩和によって円安がどんどん進んで、5月段階でも、あのとき102円くらいだったんですかね。そのときに、県漁協の仙南支所の亘理の職員の方にお伺いしましたけれども、亘理町は大部分が軽油を使っているということで、A重油ではないということがまず1点と、燃料をためるタンクを前から買ってあるために、現時点では、あの時点では影響はないんだという話がされました。いずれにしても、今は95円と乱高下していますので、今後どうなるかはわからないんですけれども、ご存じのとおり全国漁連、JF全漁連がこの前、29日に安倍内閣に「漁業者を守れ、燃油対策を行え」とこういう集会を渋谷野外音楽堂2,000人で行いました。イカ釣りで一時休業する漁協もありました。いずれにしても、今後の動向を踏まえて、円高が進んで燃油が下がれば問題ないんですけれども、全然わかりませんから、見通しがね。軽油の見通しわかりませんので、いずれにしても急速に燃油が高騰した場合は、やっぱり前向きに補助をすると。2008年にも1リッター2円補助しましたので、それも踏まえて補助すると、検討でなくて、すると答弁できませんか。

議長 (安細隆之君) 町長。

町長 (齋藤邦男君) ご案内のとおり、平成20年4月の段階では49円ぐらい急激に高騰したという経過を踏まえまして、交付要綱をつくりまして2円の補助をしたわけでございます。今回の場合は、その当時の値段よりもまだ三十四、五円ぐらい安いということが現実の軽油の価格でございます。そういうことから、今後はやはり今回の震災もあることだし、やはりこの軽油の高騰も以前よりは低くとも、やはり何らか

の支援をすべきと考えておりますので、やはり亶理町の漁業者だけでなく山元、そして名取いろいろあるわけでございます。それらの内容も踏まえながら、前向きに検討してまいりたいと思っております。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） それでは、3つ目に移ります。

子ども医療費助成制度の拡充についてであります。

子ども医療費助成制度の拡充について、町として次のことを行ってはどうかであります。

まず、第1点目。通院も中学校卒業まで助成してはどうかであります。答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいまの町の医療費の助成についての現状を申し上げますけれども、子育て環境の充実を図るため、通院については対象を小学校就学前、そして入院については平成23年10月より中学校卒業までに拡大し、県補助金の対象外の幼児や小中学生に対しても町単独事業として実施しております。県の補助対象となっているのは、3歳未満の入通院と3歳以上小学校就学前の入院のみで、それ以外の部分は全額町負担となっております。平成24年度の町の子ども医療費助成額は約4,800万円、そのうち県の補助は1,256万円で、補助率等で申し上げますと26%となっているのが現状であります。

通院における助成の対象を中学卒業まで対象を拡大した場合については、現在の試算では5,500万円から6,000万円程度の負担増になると試算しておるところであり、この金額は平成24年度の医療費をもとにした試算ですので、状況によってはこれ以上の負担増となることも想定されるおるところであります。これは、平成24年度子ども医療費助成総額以上の額となることから、県の助成拡大が見込めない状況を踏まえると、対象年齢の拡充を実施するのは現時点では町の財政状況、そして負担が大きいことから、困難であると考えられます。

なお、市町村により差が出ているということは本来あってはならないことでありますので、これらについてはやはり国及び県に対しまして、財政支援について強く要望してまいりたいと思っております。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 厚生労働省は、昨年4月1日時点での全国の全市町村1,742市町村で、初めて子ども医療費がどうなっているかの実態調査を行いました。これは、初めてであります。そこで、通院について、いわゆる15歳年度末、中学校卒業年度末何自治体あるのか、及び12歳年度末、小学校卒業までですね、何自治体あるのか。9歳年度末、小学校3年まで何自治体あるのか、そして就学前まで何自治体あるのか答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） それでは、お答えいたします。

15歳年度末までにつきましては、約50%でございます722自治体でございます。12歳年度末でございますが249自治体、9歳年度末までは116自治体でございます。就学前、亘理町も入ってございますが、約30%の510自治体でございます。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今、答弁されましたけれども、中学校卒業までやっている自治体が全自治体の約半分に上ると。亘理町と同じところは、3割になっているということでもあります。ちなみに、仙南4市9町、通院のところだけを見ますと、亘理町を上回っている自治体は次の自治体であります。蔵王町ですね。そして、七ヶ宿、村田町、川崎町、丸森町というふうになっております。蔵王町は12歳まで、七ヶ宿は15歳まで、村田町は15歳まで、川崎町は15歳まで、丸森町も15歳までというふうになっております。

基本的に、私も、本当に1,742自治体すべてやっているんですよ、助成は。やっているんですが、ばらばらなんですよ。ばらばらなんです。所得制限もあつたりしますが、ばらばらなんですよ。本来であれば、子育て支援ということで医療費の助成を国が本気になって行うことが大事だというふうに思います。それと同時に、それぞれの地域の自治体の努力も当然必要であります。

今議会で、県に対して通院も就学前まで拡充するように求める請願が採択されましたけれども、その重みは私は重いと思います。それについて、町長どういうふうにお考えですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいま制度基準拡充を図っておる市町村、今、仙南の川崎とか七ヶ宿、蔵王、村田、丸森、そういうお話があったわけでありましてけれども、それらの市町村についてはやはり子供の数が少ないということも考えられるわけでございます。しかし、やはりこういう子育て支援そのものについては、全国一律に国あるいは県の制度のもとにすべきであると思っております。サービス合戦そのものはいかんと思っております。やはり、これらについては国のほうの社会保障の一体の中で考えるべきであると思っておるところで、子育てから高齢者までの社会保障制度の中で一律した内容で、国あるいは県のほうと調整しながら、市町村でばらつきのないような制度方法が最も大事だと思っておるところでございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） この子ども医療費の助成制度、これの政策的な意味合いというのは、一つは子育て支援ですね。もちろん、医療費を助成するだけが子育て支援ではありません。待機児童の解消とか学童保育の問題、そして保育料の問題初め総合的な子育て支援の一環としてそういうような役割をこの子ども医療費助成制度は持っております。そして、同時に、今言われましたけれども、人口が減少している自治体は、子育て支援と同時に定住促進ですね。住民の皆さんの定住を促進するということで、子ども医療費の助成制度を拡充しているということになっております。

何人かのお母さん方にもお伺いしましたけれども、例えば被災したところでは子供さんがことし小学校に入ると。今までは通院は無料だったんですけども、定期的に乳歯の治療で歯医者に行かなくちゃだめだし、耳の掃除もしなくちゃだめだということで、医療費ゼロから……。3割負担ですからね。3,000円、4,000円とかかかるのは大変だという答えがありました。また、子供が2人いて、中学校3年と高校1年で、中学校3年の子供はしょっちゅう歯医者に行くということでもあります。また、小学校6年の女の子を持つお母さんは、やっぱり少なくとも小学校卒業まで拡大してもらえれば幸いであるというふうに言っております。

子ども医療費のこの意義について、財政問題はわかります。財政問題はわかります。5,400万円、年間かかりますからね。財政問題わかりますけれども、この子ども医療費を拡充する意義について、町長はどう考えておりますか。



議 長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） 子育て支援と定住促進という意味合いからすれば、当然ながら支援するのがやぶさかではないかとは思いますが、当町、今現在復旧・復興に向けていろいろとそちらに私どもの課のほうも支援を中心にしておるところでございますので、今後の課題とさせていただければと思っております。以上です。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 亶理町は、平成14年、2002年に通院、入院とも就学前まで拡充しました。これまでは、通院が3歳未満、入院が就学前ということで拡充しました。前年、助成団体の方々が1,100筆以上の署名を集めて、子供医療費、通院も含めて就学前まで援助してほしいという請願を議会に提出して、議会では一部採択しました。一部採択したというのは、後にも出てきますけれども、所得制限があるのはやむを得ないかということで一部採択したのが、通院も就学前まで拡充するというを議会として請願を採択し、そして先ほど言いましたけれども、平成14年、2002年に10月から通院、外来とも就学前まで拡大しました。このとき、町長初当選したときであります。

先ほど言われましたけれども、この時点では亶理町はほかの自治体よりも進んでいたんですよ。岩沼市よりも進んでいたし名取市よりも進んでいたし、それに岩沼市と名取市が就学前まで通院も拡大したという関係になっております。そして、亶理町は、先ほど説明されていましたが、平成23年に入院も中学卒業まで拡大したというこういう経過があるわけでありまして。すぐに来年、再来年やるというものもなかなか大変なことでありますけれども、子ども医療費の政策、さらに子育て、定住促進の意義を含めてどのように考えているのか。最後、町長答弁をお願いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 今、鞠子議員から、私、就任の2002年、平成14年にそのような制度を拡充、そして23年度も拡充したということで、そういうことからもう少し時間がかかると思いますけれども、やはりきのうの一般質問であったとおり、定住のための促進、人口増、それらと同時に子育て支援のためにもやはり拡充してまいりたいと思っておりますけれども、いかんせん、先ほど健康推進課長も言ったとおり、こ

の未曾有の災害によりまして財政的な支援、それらもいろいろとあるわけでございます。それを踏まえながら、今後の検討課題ということでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 2点目に移ります。

所得制限をなくしてはどうかであります。答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 子ども医療費助成制度につきましては、宮城県の補助基準と同一に所得制限を設けておるところであります。現在、本町の子ども医療費助成制度の中で所得制限による非該当となっている子供の数は、345名となっております。県の補助制度の拡充は今のところ見込みのないことから、所得制限を撤廃することは新たな負担増となり、現在の町の財政状況等から厳しいものと考えておりますが、先ほども申し上げましたとおり市町村による差が出ることは本来あってはならないことですので、国及び県に対しまして財政支援について要望活動してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 先ほどの厚生労働省の調査で、1,742自治体で所得制限をやっていない自治体はどのくらいありますか。（「県内ですか」の声あり）全国で、1,742自治体で。何割でいいですか。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） 集計をちょっととってございませんので、県内でいえば所得制限なしは9町村でございます。所得制限と所得制限なしにつきましては、それぞれの県の状況に応じまして過半数だったり、所得制限がない県があるという状況でございます。ちょっと集計してございません。申しわけございません。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今、宮城県の話、されましたけれども、仙南の13市町村で所得制限やっていないのが七ヶ宿と蔵王町なんですよ。あとは所得制限、みんなやっています。ただし、全国的には所得制限をしていない自治体が多いはずですよ。そういう記事も私読みました。割合は忘れちゃったけども、読みました。だから、所得制限があ

るのが当たり前ということではなくて、所得制限しなくてもいいのであればしないほうがいいのであります。

それで、先ほど所得制限を受けている方が345人ですから、これは15歳以下の亶理町の人数がおおよそ4,716人であります。ですから、ダブる子供、2人いる方もいますけれども、いずれにしても1割の方々が所得制限を受けていると、9割は所得制限を受けていないということであります。お伺いしますけれども、亶理町の所得制限の基準はどうなっているんですか。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） 当町で所得制限を設けておる額につきましては、県で乳幼児医療費の所得制限と同額とさせていただいております。以上です。（「具体的に」の声あり）

扶養親族の数ごとによりますけれども、扶養親族がおられない場合については340万1,000円、それぞれ1人ふえるごとに38万円をプラスした額を所得制限とさせていただいております。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 扶養親族がない場合は340万円で、親族がふえるごとに38万円をプラスしますから、例えば扶養親族が1人の場合は約380万円ですね。所得がね。前年の所得を含めてね。380万円と言いますと、年収に換算すると約どのくらいですか。所得だけじゃ違いますからね。約でいいですから。500万円になるのか、450万円なのか。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） 450万円から500万円の間かと思えます。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今、子供をお持ちの方は、全国的に正規職員が、昔と労働基準が全く違って、非正規職員が3人に1人なんですよ。女性の場合は、5人に1人が非正規なんです。臨時派遣も含めてですね。期間含めて。しかも、年収200万円以下の方は1,000万人くらいいるということなんです。ですから、昔は所得制限あっても当たり前という感覚ですけれども、今は若い方々の状況が全く違うんですね。ですから、今後、所得制限なくすように全国の自治体の状況も踏まえて検討す

る必要があると思いますけれども、最後答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） 1問目と同じことになるかと思えます。1問目の拡充に伴っての所得制限のあり方について検討させていただければと思います。以上でございます。（「終わります」の声あり）

議長（安細隆之君） これをもって、鞠子幸則議員の質問を終結いたします。

この際暫時休憩をいたします。

再開は10時10分といたします。休憩。

午前10時01分 休憩

午前10時10分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を進めます。

次に、8番。鈴木高行議員、登壇。

〔8番 鈴木高行君 登壇〕

8番（鈴木高行君） 8番 鈴木高行です。

私は、今回、東日本大震災復興事業について2問質問いたします。当局の明快な答弁をお願いします。

まず第1問目は、大震災からはや2年3カ月が過ぎ、本町も復旧そして再生、復興に向けて、約、費用額からすれば2,000から3,000億円の事業費をベースに瓦れきの撤去、焼却処理、防潮堤、道路、上下水道、仮設住宅、教育施設、災害公営住宅、集団移転団地等の各種復興事業を着手したところであります。

そこで、復興のまちづくりの基盤となるのは、土地づくり計画であります。今回、被災した災害危険区域の土地利用計画については、前年度で予算措置、そして25年度に繰り越しされておりますが、この計画については業者の提案によるプロポーザルの提案から町のほうで選定し、決定するというような説明を3月にされております。過日、先日の議会ではもうちょっと進んで、提案者は三菱地所であるというような話もされました。それで、中においては10メートルの丘なんていう初めて聞くような提案書の中身までちょっと耳にしました。

このように、この災害危険区域の中の土地利用計画、三菱地所さんの提案は、皆さん内部の中ではいろいろわかっているようですけれども、我々にはまだ一言もあ

りません。それで、提案書を選定した結果、どのようなことになっているかわかりませんが、それらの案はあくまでも素案であって、素案ですね。その素案をもって町民の意見を聞いて、その町民の意見をその事業計画、実施計画に入れていく考えは、まずあるのかないのかということについてお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まずもって、災害危険区域として指定いたしました土地の面積について若干触れさせていただきます。荒浜地区については約60ヘクタール、吉田地区については約520ヘクタールの、合わせまして約580ヘクタールが災害危険区域として指定したわけでございます。震災復興計画については、ご案内のとおり「安全・安心・元気のある町 亘理」を基本理念に平成23年12月に策定し、亘理町震災復興計画に基づき、荒浜地区については、ご案内のとおり鳥の海沿岸漁港周辺は水産ゾーンに、そのほかについては公園、そして緑地ゾーンに定められております。また、吉田地区につきましては、太平洋沿岸は公園・緑地ゾーンに、内陸側は産業誘致・再生ゾーンに位置づけられております。しかし、吉田地区については大規模稲作経営を図るため、圃場整備を計画しておるところであります。

現在の進捗状況であります。3月末に企画提案型のプロポーザル方式により業者、今「三菱地所」というふうに。「三菱地所設計」という企業名です。三菱地所設計、業者を選定いたしまして、現在その業者と4月から関係課と協議をしておるところでございます。今後は、引き続き関係課との協議と地域住民に対する説明会を数回開催する予定であり、来年の3月末までには基本計画を策定してまいりたいということで鋭意努力してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 今、三菱地所設計ですか。（「はい」の声あり）その提案を受けて計画書の案というようなものをもとに検討を重ね、それでそれをもって住民説明会を数回やると。それを今度事業計画なり実施計画に移していくというような町長の答弁ですけれども、その中で町民の意見を聞くけれども、数回ですね。説明会で聞くけれども、それらの意見でやっぱり三菱地所設計さんもプロとして設計屋さん、そういう方もプロだけれども、一番知っているのは職員の方々。職員の方々が、荒浜地区であれ、吉田東部地区であれ内容、事情については一番詳しいはずで

す。職員の知識を三菱地所設計のほうに提供して、どのような土地利用計画をつくれと指示をしてこそ初めてそういう計画素案というのが出てくるのである。そうした場合、職員の方々の情報はどこから出てくるかということなんですね。そうしたら、地域説明会とかそういう方々、地域の方々の意見が職員の情報として蓄積して、それをこの設計屋さんに言って、亘理町の荒浜、吉田東部に合った土地利用計画をつくってきなさいとそういうやり方が普通として考えられるんですね。そのような形で進むんでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいま鈴木議員さんから言われたとおり、三菱地所設計の提案そのものだけでなく、やはり職員、地元職員であります各課の担当部署の職員を入れてその素案づくりをし、それをたたき台にしながら住民説明会をし、住民の意向を十分踏まえましてこの基本設計、そして最終的には実施設計に入るわけでございますけれども、やはり住民が主体の地域の考え方を基本に進めてまいりたいと思っておるところでございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） その基本的な考え方はいいと思います。ただ、地域住民の方々も町の復興計画つくったのは、3月に災害があつて、12月に大体復興計画はまとまって出てきたと思うんですけれども、その間は被災者は本当に動転していて、出されたものに対しては自分のところしか目に入らないとか、まとまった自分の意見というのは持たなかったと思います。今、2年3カ月が過ぎて、地域の方々も安心・安全については相当考え方が変わってきている。なぜかという、私のところにいろいろ電話なり来られる方の話を聞くと、復興計画のあのような形で公共施設が整備されていったらば、うちの子供をあそこに通わせるの危険だねと、本当にあそこでいいんだろうかと。避難道路とかいろいろなことあるかもしれないですけども、やっぱり当時のその被災者の方々、津波の水を見た方々と、今になって少し落ち着いて、将来の生活設計ができるようになった状態との考え方は、相当変わってきている。戻る方もおりますし、条件によっては戻るとか。そういう面で、地域の形態も変わっているし、考え方も変わっているということが現状なんですね。その辺、町長は前の被災者と今の再建を考えている被災者とのそういう捉え方については、ど

のように考えているのか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） やはり、3.11の本当に未曾有の災害を受けた荒浜、そして吉田東部の地区の方々におきましても、震災復興計画の中での説明会をやったわけでございますけれども、その当時はやはり自分の避難している場所、避難所あるいは仮設住宅に入っているということで、なかなかその計画の内容までマスターできなかったと思っております。混乱していたと思います。役場当局、職員の方々、そして住民の方々、そして議会の方々からもいろいろとお話しをいただいたわけでございますけれども、やはり計画は計画ということで、あのよう12月に復興会議において決定をさせていただいたわけでございます。そういう中で、やはり計画そのものについてはある程度見直しも必要かなという考え方もありますけれども、災害危険区域については、位置づけは決定したと。それ以外の分については、やはり2年3カ月経過しておりますので、それらの住民の意向も随分変わったのかなと思っております。

二、三日前のテレビのほうでも、阪神・淡路の神戸地方をテレビで放送しておりましたけれども、急いでいいものか、復興そのものについて。急いでまちづくりをやったことによって弊害が出ているという報道があったようでございますけれども、これらについてもやはりこのテレビを見た限りでは、やはり住民主体の考え方が最も大事ではないかなと思っておるところでございます。

しかし、災害危険区域そのものの設定については、変更する考え方はございませんのでご理解を願いたいと思います。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 災害危険区域については、シミュレーションの結果とかいろいろな状況判断、学者さんの判断とかでああいうラインを引いたので、それは我々議会もああいうラインについては議決しております。それについては、私も今さらなかなか大変だというのはわかりますけれども、その辺のアフターの面とかいろいろな面で今後検討するところはまだまだ残っていると思っておりますけれども、その面については私は言いません。ただ、町長の今後の計画の中で、復興計画ができました。けれども、あれは最終ではないですよ。あくまでも、今からの地域の実情、住民感

情、それらによって合意に、住民の今からの生活に合ったような変更というのは、町長も今見直しは必要だというような話なので、私はそれをそのまま尊重したいと思います。将来に……。 （「副町長が発言したいんだって」の声あり）副町長が発言したいんですか。

議 長（安細隆之君） 副町長。

副町長（齋藤 貞君） 先ほど鈴木議員から退屈じゃないですかと言われたので、発言したいと思います。

実は、今回のプロポーザルの委員長という立場で申し上げます。

鈴木議員おっしゃるとおりでございます。たまたま、今回の三菱地所設計、プロポーザルの提案の中で各地区、例えば吉田東部まちづくり協議会、それから荒浜まちづくり協議会、これとも対話をいたしますという実は提案がありました。ですから、これ、まさにご質問のとおり住民との対話の中で計画をつくっていくという提案がございました。これをなるべく早く実行するように、こちらからも指示したいとこのように思っております。おっしゃるとおりでございます。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 1点目については、副町長のほうからまちづくり協議会の話がちょっと出たのでちょっとつけ加えますけれども、大いにまちづくり協議会、本当にこれからのまちづくりの基本となると思います。やっぱり、災害については町民の方々もえらい関心事なので、この組織を十分に生かして地域防災計画からまちづくりに入って行ってほしいなという私の一つの基本的な考えがあるんですね。そうすると、みんなを引き寄せられると。そういうことも大いに活用していただきたいと思います。

1点目については、それでいいです。 （「もう一つ、私から」の声あり）

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 今、まちづくり協議会そのものについては、ご案内のとおり震災当時発足したまちづくり協議会が、できたばかりでなかなかそこまで手が回らなかったのも事実でございます。そういう中で、荒浜地区については、まちづくり協議会のほかに荒浜塾という若手経営者による塾がございます。その方々とも協議を進め



ながら、まちづくりをしてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） では、2問目に移りますけれども……。 （「鈴木高行議員、マイクをまっすぐにしてください」の声あり）

2問目に移りますけれども、国は被災者の住宅再建を加速させるために農地法の一部改正を行い、被災自治体、町が、市が集団移転事業で移転促進区域の介在農地、宅地と農地が一体。庭先ですね。の農地を、町が農地のまま取得可能になります。本町では、荒浜地区の介在農地は農地法のこの一部改正以前に説明で買い取る計画があるというような、荒浜地区には説明をしていると思います。対象者にですね。そして、一方、吉田東部地区の買い取り、宅地買い取りの際には、吉田東部の介在農地については買い取りはいたしませんというような説明をしていると思います。そこで、2月4日に新しくこの一部改正が行われたので、吉田東部地区の介在農地についてもこの農地法の一部改正を適用させて買い取るという考えはないですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） お答えいたします。

まずもって、農地法の改正につきましては、ただいま鈴木議員からご案内のとおり、本年の2月4日に農地法施行規則の一部が改正されましたが、その内容はこれまで市町村が農地を取得する場合には、農地法の規定により知事の許可を受けることが必要でありましたが、今回の東日本大震災の被災市町村が防災集団移転促進事業により移転促進地域内の農地を買い取る場合においては、農地法による知事の許可を受けずに取得することが可能となったものでございます。

防災集団移転促進事業で買い取る移転元地については、その土地を移転促進区域に指定した上、国土交通大臣の承認が必要であり、それらの農地についてはこれまで土地の利用計画を策定した上で農地法による知事の許可が必要となっておりますが、宅地と農地が混在する等により具体的な跡地利用計画を策定できない自治体では、移転元地の買い取りが進まない状況にあったことから、移転元地の買い取りを促進し、被災された方々の円滑な住宅移転を進める観点から改正されたものでございます。しかしながら、農地法の手続が簡素化されたとはいえ、防災集団移転促

進事業で買い取る場合は、その土地を移転促進区域に指定した上、その事業計画を国土大臣が承認することが条件となっていることは変わらないということでございます。

また、国から示されている移転促進区域設定についての基本的な考え方によれば、「移転促進区域の設定にあたり、農地等を移転促進区域に含む場合には、移転を促進すべき住居に介在してこれら（農地等）が存在しているために、これら」すなわち「介在農地等を排除して移転促進区域を設定することが困難な場合に限定されるべきである。」とされておるところであります。

本町では、先ほど来からご案内のとおり、平成23年12月の定例議会において議決をいただいた亙理町震災復興計画、並びに平成24年6月の第9回亙理町議会定例会において議決された亙理町災害危険区域に関する条例をもとに防災集団移転促進事業計画を策定し、国土交通大臣の承認をいただいております。町といたしましては、現在、本計画に基づき荒浜地区の災害危険区域につきましては公園緑地として整備することとし、住宅地に介在する農地については移転促進区域に含め、昨年度から買い取りを進めておるところでございますが、吉田東部地区の災害危険区域につきましては、優良農地として再生を図るため大型圃場整備事業を計画し、現在、地権者からの同意を得る作業を進めておるところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 今、町長が答弁したのは、3月6日に元の復興まちづくり課長の高橋課長が、我々議会に説明したガイダンスの抜粋なんですよ。今の説明はね。ガイダンスの抜粋説明、これはね、我々聞いていてもさっぱりわからない、意味が。中身が難しくて。一番わかるのは、東松島市の介在農地買い取り開始、この説明が一番わかるんですね。要するに、介在農地は東松島市が農地であっても買い取って事業用地にしますと。それが緩和になりましたということを行っているわけ。今の説明では、いろんな必要があるとか限定されるとか何とかと言っているけれども、実際我々、後ろで聞いている議員もなかなか意味がわからないと思います。要するに、買い取りできることになったということなんです。一部改正、直接。そして、今言っている県が、前は承認出さなければ買えないというけれども、そうじゃない

んですね。町が単独で買えるということになって、跡地利用については国の承認を必要とすると。だったら、荒浜の公園緑地、それは国の承認をもらっているんですかと私は言いたくなるの。もらっていないんでしょう、まだ。事業計画だもん。ただ、図面に、復興計画に引いただけなんでしょう。言っていることと違うよ、これは。買えないんだよ、そうしたら、こうなったら。国の承認をもらわなきゃ買えないということを使うのであれば。ただ復興計画に示しているというだけで、まだ計画中で、将来はこういう形にしたいという形だから、被災対象者については将来買い取りますと。亶理町の場合は、買い取っているからね、もうね。そういうことになっているの。

だったら、その緑地であれ公園であれ、今度吉田東部地区については緑地と企業の集積、そういうものを計画していますと。大型圃場整備も計画していますと。もし、大型圃場整備の中に亶理町が買い取った宅地が含まれるとしますよね。多分、含まれるんですね。その宅地はどのように利用するのかとかそういうのも説明していないんです。亶理町の土地なんです、今度買い取れば、宅地を。それを大型圃場整備の中に入れて、誰がどうやって管理するんですか。そういう内容も全然説明になっていないもんですから、その辺についてわかる人、誰か教えてください。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） お答えさせていただきます。

まず、今回跡地の買い取りを行っている事業でございますが、あくまで防災集団移転促進事業の中で移転促進区域に指定した土地について、国の補助を受けて買い取りを行うという制度でございます。先ほど来お話がございます農地法の改正については、これは別な法、根拠に基づくものでございまして、防災集団移転促進事業はあくまで所管は国土交通省になるものでございます。農地法の規定は、当然農林水産省になるわけでございまして、農地を市町村が取得する場合には、これまで宮城県知事の許可が必要だというふうな農地法に規定になっていたわけでございます。防災集団移転促進事業で、仮に農地を移転促進区域に含めて町が買い取るとした場合であっても、従来であればそれにプラスして農地法の許可もとらなければいけないということになっていたわけでございますが、農地法の許可をとるためには跡地の利用計画とか諸般の手續に関しまして、いろいろな資料等を作成して許可を

受ける必要がございます。そういった負担がこれまでかかっておったわけですが、防災集団移転促進事業で……。〔「簡潔に説明して」の声あり〕はい。買い取る場合には、農地法の許可を必要としないというふうに改正があったものでございます。以上でございます。〔「私から補足します」の声あり〕

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） あくまでも、この買い取り農地そのものについては、荒浜地区についてはご案内のとおり、今回の震災によって防潮堤の高さも7.2メートル、保安林もあのように壊滅になったということでの拡幅工事、そしてご案内のとおりあの用地については鳥の海公園、そして野球場、陸上競技場、それらに基づきましてこの2号水路までの間については、新たにこの用地が必要になったということから買うと。そして、あくまでも介在農地というのは、住宅の中にある部分に点在している部分についての農地の買い上げということでございまして、吉田地区については宅地以外の土地よりも、すなわち庭先というか2,000平米とか3,000平米の屋敷があって、宅地、農地が混在しているわけでございますけれども、あくまでも地目上の内容で購入するという形をとっておるところでございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 今は、復興まちづくり課長、何答弁したか私にはわからないんですけども、私の聞いていることは荒浜地区の介在農地は被災対象者に対して買いますよと説明しているんだよと言っているのね。何を根拠にして買いますよと言っているのやと聞いているんです。したら、さっきの話では、国の事業承認がなければ買えないんだと課長言ったよね。だったら、荒浜の緑地公園とかそういうようなのは、対象者に対して買えると説明するのは矛盾しているんじゃないですか。その時点で買うと言っているのは、農地法も改正されない以前にですよ。そういう説明しているんだ、対象者に。どうなっているのと私はこれを聞いているの。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） 防災集団移転促進事業におきまして、移転元地といえますか移転促進区域でございますが、指定をして買うわけでございます。まず、ご説明の中で移転促進区域とは何ぞやという定義をちょっと……。〔「それは、わかっている、わかっている」の声あり〕よろしいでしょうか。〔「時間かかるからい

いから」の声あり) はい。

いわゆる亙理荒浜地区におきましては、復興計画の中で公園・緑地ゾーン、それから水産ゾーンというふうな計画がございまして、その計画に基づいて事務を進めているわけでございます。本来、被災を受けた方がそこに再建できない状況にあるものですから、その方々を支援するためにその宅地を移転促進区域として指定をして、そこを町が買い上げるという事業になってございます。（「それはわかっている」の声あり）その際に、移転跡地の計画が公園整備なり緑地整備ということで決まっておりますので、この国土交通省の基準を適用いたしまして、宅地に介在している農地についてもあわせて買い上げを行うということで進めているものでございます。

一方、吉田東部地域につきましては、被災をされて移転を余儀なくされる方々の宅地、それから雑種地につきましては同じように賠償することとしておりますが、介在農地につきましては通常の田んぼとか畑、その他の農地等を含めまして、この後の計画によりまして、圃場整備事業として換地処分をして集約して利用を図るということで計画をしております。したがって、現況農地を将来的にも農地として利用計画するというふうな形になっておるものですから、農地については町で買い上げる必要がないということで計画から外させていただいているということでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

- 8 番（鈴木高行君） 前の課長が3月6日の震災の会議で、今の町長の言ったガイダンスの中でこういうことを言っているの。「工場、商店等のもっぱら住宅以外の用途に供される構築物の敷地、用地、農地等を移転促進区域に指定することは、必ずしも必要ではない。」わかるよね、言っていることね。農地は移転促進区域に指定することは、必ずしも必要ではないと。農地もね。むしろ、「移転促進区域に含む場合は、移転を促進する住居に介在してこれらが介在しているために、これらを排除し」だよ。「移転促進区域に指定することが限定される」と言っている。これは、ガイダンスで前の課長が説明しているの。それで、今度は農地法が今度2月に改正になって、これらは直接町で買えるよということになったわけ。そういうことでしよう。それで、ここに6日に説明されたのは東松島市、介在農地買い取り開始住宅

再建促進と東松島市が言っているわけだ。新聞にも載ったのをここに載せてきているんだね。単独で買えると言っているんじゃないですか。「知事の許可を不要として」と。知事の許可は不要なんだよ、これ。介在農地を買うのには。

こいつ、さっき言った答弁の中には、「国の承認が得られない限り事業用地としては認められない」と。その以降に介在農地を買うんだというような話、言ったよね。そういうことでしょう。あの荒浜の公園緑地とか公園というのは、今もう国の承認得ているの。もらっているんですか。（「はい」の声あり）もらっているの。いつもらったんですか、それ。1月。

議長（安細隆之君） はい、手を上げて。復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） 防災集団移転促進事業の中で、移転促進区域の指定を含めた形で計画を国土交通省に提出をしまして、昨年、平成24年7月3日に国土交通大臣の承認をいただいております。

それで、繰り返しになりますが、農林水産省所管の農地法の許可手続は、この防災集団移転促進事業とは別次元の法律に基づく許可になります。従来は、農地法の法改正前は両方の承認なり許可が必要だったものが、法改正後に当たって防災集団移転促進事業で買う場合に限りこの農地法の許可手続を省略するということになったものでございまして、あくまで国土交通省の防災集団移転促進事業計画、こちらの承認というのは必ず必要なものなんです、今現在。（「それはわかるよ」の声あり）そういうことで、ご理解をいただきたいと思います。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） そうした場合に、先ほど介在農地の意義というか定義みたいなことを町長は言ったけれども、点在しているものとか地続きで出した面積のないものとか、荒浜地区の場合、一番大きいのは15アールあるのね。大きいのは、15アール。介在農地で。わかっていましたか。1反5畝あるんです。あの介在農地で地続きのやつが、一番大きい筆数の面積が。それで、買っている価格がいろいろあっているけれども、亘理で集団移転地の買い取り価格は将来宅地見込み地というふうな価格を単価設定して集団移転地として取得しているようですけれども、大体あの荒浜の上のほうに、箱根田に取得した公営住宅、集合住宅ですね。あれが、反当たり400万円。今度の介在農地の取得価格、ここは災害危険区域ですよ。将来宅地見込み地で

もないんですよ。それが、畑地で410万円、田んぼで400万円。そういう価格。それは、買ってもらう人からすればありがたいですよ。そういう単価で示されるとね。そういう単価を荒浜地区に示している。

だったら、吉田地区はどうだと。説明会で、荒浜が事業用地として買い取りできると荒浜の分はそういう説明するけれども、吉田地区の説明会ではそんな話、一言も出さない。介在農地は買いませんよという説明で終わっているんです。支援制度としてそれが、支援者に対する公のやり方が不公平ではないかと私はひとつ思う。ひとまず一つと。

あとは、先ほど言った、答弁はないんですけれども、危険区域の中の宅地を買いましたと。それが、吉田の大型圃場整備の中に含まれていると。宅地がね、買った宅地。それをどのような形で利用するのか。その辺について、2点伺います。

議長（安細隆之君） どちらが答弁ですか。町長。

町長（齋藤邦男君） まずもって、荒浜の介在農地そのものについての単価を含めた内容でご質問あったわけでございますけれども、今までも荒浜地区そのものの集落の中に農地として、その場合については雑種地ということで課税していたと思っております。そういうことから、今までの税の評価額が高かったということで、その評価額の……。

その具体的な内容ですけれども、吉田地区については農林水産課長に答弁いただきます。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 圃場整備で言うと吉田東部2地区の圃場整備をする上で、今の宅地、吉田浜南北、大畑浜南北の宅地を集約しますと約20ヘクタールほど宅地面積が出てきます。その中を今考えているのは、吉田浜南北、あの辺につきましては公園、20ヘクタールございますので、あとの2地区につきましては大畑浜北のほうに避難丘並びにタワーそういうもの、また吉田、大畑浜南の地区にももう1カ所、そういう形で公園か避難丘みたいなのをつくるという形で、3カ所に分散しながら土地利用を図っていきたいというような形で今まとめておる次第でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 用地対策課長。

用地対策課長（佐々木人見君） 単価、農地の設定ということでございますけれども、これも前からお話ししているとおり、農地といえども宅地見込み地という評価をさせていただいております。災害危険区域の中においても。それについて、実際の売買実例ですね。やはり、そういったものを集約した形でその評価をしまして、1平米当たり4,000円というふうな形で買い取らせていただいている状況でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 説明会のときの話をします。荒浜の危険区域の方々には、事業用地として買い上げますよという説明をしている。吉田東部の被災者に対しては買い上げませんと。荒浜の買うというのを吉田の方々には知らないの。介在農地を買ったというのは。荒浜のね。吉田の方々には、介在農地は買ってもらえないのが当然だと思っているの。説明会で、荒浜は買うけれども吉田は買わないよとこういう一言があれば、「何でや」と吉田の方々が出てくる。そういう説明会の配慮が足りないの。「なしておらほだけ買わないの」「荒浜だけ買って」とそういう話になっている。そして、方々はあそこに農地とか宅地とか今さら残されても利用するのはちょっと難しいと。幾らでもいいから買ってほしいというのが、私のところに来ているの。そんな、300万円、400万円、500万円という話じゃなくても、やっぱりあそこにぼつんと残されたって困るんだと。圃場整備していろいろ換地されるかもしれないけれども、そういう利権も出てきているわけだ。だから、町で宅地だけ買って農地残してどうするか、換地はどうするかわかりませんが、宅地の分を寄せて公園とかいろいろ考えているようだけれども、そういう問題じゃないんだよね。やっぱり、彼らからすれば何でそんな差をつけるんだとそういう感情的なことがあるんです。幾らのお金でも買ってもらって、住宅の再建に充てたいと。復興交付金だってまだまだ基金として積み立てているわけだ。今回だって49億円の金があるのに、二十二、三億円しか使わないと。まだまだ余裕がある。もうちょっと被災者のためにいろいろ財政的な支援というのを検討すべきではないかと私は思うんですけども、その辺について町長の考え方ひとつ伺います。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） 荒浜地区の介在農地と、それから吉田東部地域の介在農地の取り扱いについて違いがあるのではないかとこの議員からのご指摘ござい



ますが、これまでの繰り返しになります。防災集団移転促進事業という事業の中で買収を行っている以上、国土交通省から示されているガイダンス、こちらに従って町としては対応せざるを得ないということでございます。このガイダンスは、先ほど来議員もおっしゃっておりますとおり、「農地等を移転促進区域に含む場合については、移転を促進すべき住居に介在してこれらが存在しているために、これらを排除して移転促進区域を設定することが困難な場合に限定されるべきである。」というふうに国土交通省側は農地をできるだけ簡単に含めることは認めませんよというふうな言い方をしているわけでございます。そういった中で、荒浜地区についてはご承知のとおり宅地、雑種地、こういった土地の中に農地が介在している状況が散見されておりますので、これらの介在農地もあわせて町のほうで、事業の中で移転促進区域に指定したという経緯でございます。

つけ加えさせていただきますと、横山囲いの農地についてはこの中には含まれてございません。この吉田東部地域につきましては、先ほど来町長も申し上げましたが、どちらかという荒浜の地域の形状とは異なる形状をしておりまして、農地が広大な面積を占めているという状況でございます。こういった場合を踏まえまして、町としては吉田東部地域については、将来の計画上も圃場整備を行うということで計画しておることから、介在農地、その他農地につきましては移転促進区域には含めていないということで、国土交通大臣の承認をいただいたところでございます。何とぞご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 先ほどの東課長の話で、吉田東部の中で公園とか緑地とかそういうものを集約して、大畑浜北、吉田浜等については宅地をそこに集約して持っていくと。大型圃場整備から除いてね。そういう話で、あと町長の話からは、企業集積地域というものを沿岸部には指定しているし、緑地も指定しているという話が出ていますよね。そうした場合、あのパイロットのあたりは多分、今から考えると、大型圃場整備にかかるまで相当、地形からいってもなかなか厳しいかなと。だから、緑地になるのか公園になるのかその辺はわからないですけども、復興交付金を使える年数というのは限られているんですよね。何十年も使える額ではないんだから、その辺は事業計画を早く立てて早く使わなきゃないとそういう制限があるわけだ。

それらに合わせて、あの辺の企業集積なんて言っているようだけれども、企業集積なんてちょっと厳しい状況だと思います。緑地だったら、それは平らにしていけば可能かもしれないけれども、公園だって仮換地して換地してそしてやっていくためには何年とかかるわけだ。そういう状況を皆さん机上ではやっているけれども、なかなか実際に地権者を説得させて進めていくということは厳しい条件なんですよ。余り簡単に言わないほうがいいと思うんですよ、計画の中で。じゃあ、事業化できる。荒浜だけしか……。

さっき、横山囲いの話出たけれども、横山囲いは初めからくぎ刺していたよね。農振農用地なので、あれを事業化に含めるためには農振農用地も同じ単価で買うのかと前もって言っていたんだけど、それは買いませんという話はもっていたから、ああそれはそうなのかなと思っています。だけれども、今回の介在農地に410万円という単価が出てきたから、「ああ、だったら横山囲いだって、農振農用地でも、もし事業用地に含まればその単価が出てくるのかな」という一つは懸念を持っています。災害危険区域内だから。その辺よく、我々に説明したのと事業計画、事業実施計画をつくるとき何でこうなったのかと。今回の三菱地所設計の中身だって、我々は全然わかりません。10メートルの丘でも何でもね。そういうものをやっぱりもうちょっとなめらかに公にしたほうが、皆さんは納得ずくで「ああ、そうか」と町民の方はわかると思います。

もう一つ、ちょっと例を申し上げます。私は、岩沼に知人、農家の方で専業農家ですけれども、今回被災して相野釜というところに住んでいるんですよ。今度、移転するんですけれども、そこは介在農地を3反歩買ってもらうんです。宅地は1反歩。そこに、ハウスで大根とトマトとカボチャとメロンをつくっていた。3反歩のハウスに。そして、宅地は1反歩ある。その値段は300万円です。介在農地の値段は300万円。宅地は1,100万円から1,200万円。今度、集団移転で移転します。跡地よりもずっと安いです。それで納得しています。皆さん、いろいろ事情があってそういう話になったんでしょうけれども、私が知っている介在農地の買い取り価格、岩沼の相野釜ではそういう実例があります。本当の話です、これ。お酒を飲むお友達なんですけれども、そういう格好です。よく頭に入れておいてください。3反歩も買っているんですよ。岩沼ではね。こんなちっちゃい田んぼを買っているわけで

はないんですから。專業農家ですけれども。そういう事例があるということです。

じゃあ、時間なので次に移ります。

災害時の緊急避難場所、そして避難所について質問をいたします。

国で示す災害時の緊急避難場所と滞在する、3日、1週間、今回のように1カ月、2カ月、3カ月になるような避難所を区別して町では指定しなさいと。区別ね。それは、安全上も安心上も区別するんだよとそういうような施設を確保するということが示されていると。そして、その緊急避難場所、例えば高台ですね。ここ、亘理町でいえば沿岸部の学校にもなるし、あとどこかのビルとかそういうところになりますけれども、そういうところを避難場所に指定すると思います。また、長期の場合は、高台のほうの学校とかそういうところになると思いますけれども、それらについての考え方。

そして、災害時、この緊急避難所、もう全員の身の確保をするためにそこに行くというような誘導の仕方については、どのような考えを持っているか伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まずもって、現在指定しております避難場所については、災害の種類に応じて各小中学校と公共施設を合わせまして20カ所を指定しております。周知の方法ですが、平成18年に作成いたしました20カ所の避難場所等が掲載されております防災マップの全世帯配付や防災訓練等を通じて周知を図ってまいりましたが、今後については内容の見直しを含め、新たに指定を予定しております。特に、災害公営集合住宅等を含めた避難場所を掲載したハザードマップの作成を進めておりますので、でき上がり次第全世帯に配付することにしており、また防災訓練や自主防災組織の研修会等、さまざまな機会を捉えて周知を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

なお、災害が発生した場合の住民への周知と避難誘導につきましては、昨年のご質問でも回答いたしましたが、多くの町民の方々に一斉に避難場所や情報の周知を図るためには、やはり防災行政無線、災害エフエム、そしてメール配信を同時に行うとともに、状況に合わせ広報車や消防団による避難誘導を行うことが一番大切であり、有効であると考えております。

最後に、避難誘導の考え方につきましては、警察署、消防署、消防団等々と連携

した各種の災害に応じた対応が最も必要と考えておるところでございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 確かに、今から地域防災計画とかハザードマップとかやることはいっぱいあると思います。これらを踏まえて、行政単独で考えるのではなくて、やっぱり皆さんの、有識者のいろいろな意見を踏まえて、地域の声とか考えてそういうのはつくっていただきたいとは思いますが、私から一つ。

避難所、長期に滞在になった場合、今回の震災では学校の体育館が大体主だったんですね。そうすると、ああいう大きな施設の場合は一元的に管理することはある程度スタッフが少なくても不可能だし、ただ目が行き届かないとか物資の流れが悪いとかいろいろなことがあって、応援のスタッフにもなかなか不平とかいろいろあって、我々総務常任委員会でも協議した相手の団体、婦人防火クラブですか。それらにも、やっぱり防災マニュアルにちゃんとそういうのはきちんと整理されていて、そのマニュアルどおりに動くと割とスムーズに動くんだと。物資の動きとか人の動き、被災者の動き、あとはそういう面で空調とかそういうもろもろの面ですね。そういうのは動くんだというような話はいただいたんですけども、私は、もう一つはもうちょっと分散型というのかな。各行政区には公会堂などがあります。集会場とか。あとはお寺さんとかそういうふうに分散して、何百人とかは入れられないけれども、いいところ30人、50人が収容可能で、そういうところにはいろいろな補助事業で回転釜とか調理場とかそういうのが設置されているところも多々あると。お寺さんなんていうのは、自分のところにも炊事できるところもある。そういうところに分散すると、被災者の方々と地域の方々、物資の援助、そういう面についてもなかなかスムーズに動くし、交流もできるし、長期の滞在になった場合、そこに一つの集落的なことみたく出てきてうまい運営というのができるんじゃないかなと。そういうことで、そういう避難所、滞在のね。そういうものをひとつ検討するというような考え方は、ないかあるかということです。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） ただいま議員さんおっしゃったように、分散するというのも一つの考え方だと思います。それらも検討の一つとして検討させていただきたいと思えます。

ただ、実際、おとしのときも各地区で開いたところがございまして、やっぱり住民の方だけですと3日、4日ぐらいは何とか頑張れるんですけども、それ以降になるとなかなか厳しいというようなことがありまして、町のほうに移していただきたいというような話もあったものですから、それは災害の規模に応じて、今言った考え方も決して悪い考えではないと思いますので、含めた上で検討させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） そういうことも一つの手として、今後大きな災害ばかりでなくて、先日同僚議員の質問があったように、海側からばかりの災害ではないと。いろいろなところで災害というのは発生するんだから、個々の災害に臨機応変に対応できるような避難所を確保するというのが今後の課題ということになると思います。

次に、2点目に入りますけれども、災害は発生しますけれども、一つはどこにいるかわからないんですね。ここにいるかもわからないし、寝ているかもわからない。お風呂に入っているかも、プールにいるかも、そういうとき実際、人はどこにいるかわからない。特に、弱者である子供が登下校中に災害が、前回の3.11のようにあんな大きな揺れが起きた場合は、そこに立ちすくまって動けなくなると思えます。どうしていいかわからなくなる。もう二、三人でしか歩いていないのでね。そして、大人もいないとなった場合、その子供たちにいかに緊急避難所に誘導するか、行けと言うかとかその場所がどこか、そういうものについての対応はどのように考えているかということをおひとつ。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 小中学校の登校下校の質問でございますので、教育長のほうから答弁……。 （「いや、設置者で町長のほうからどうぞ。学校管理でないですから。」の声あり） 一応、最初、教育長のほうから答弁させます。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、登下校中の緊急避難対策というふうなことで、児童生徒の登下校中ということは学校管理下内というふうに捉えておりますので、私のほうからお答え申し上げたいというふうに思います。この質問については、津波に限定した避難ということで、そのほかの災害もいっぱいあるわけですけども、やはり

一番今回の3.11で大変だったのは津波による避難のあり方が非常に問題視されたわけでございますので、そのことについてお答え申し上げたいというふうに思います。

沿岸部の学校であります荒浜小学校、長瀬小学校、荒浜中学校、吉田中学校につきましては、津波の場合は、基本的には登下校中であれば少しでも早く西の高台を目指して避難するということをお子たちに周知徹底というか、そういう避難マニュアルを一応考えておるわけでございます。あるいは、登下校中で一番近い避難場所と言ったらいいのかわかりませんが、各学校には「子ども110番の家」というのを警察を通して指定しておりますので、そのうちにまず避難して、その110番の大人の方からいろいろ指示というか避難誘導までしてもらえればなというふうに思っております。ちなみに、荒小と長小は7カ所「子ども110番の家」が現在ございます。これは、特に小学校の低学年、中学年。高学年になればかなり自分の判断ができるだろうと想定されますので、小学校低学年か中学年。ただ、中学生は自転車で通学しておりますので、ほとんどがですね。そういう場合は、即、西にある亘理中学校ですね。荒浜中学校の場合は、亘中あるいは逢中ですね。高須賀あたりは、もう逢中のほうに自転車で避難したほうがいいたろうと。吉中の場合は、もう吉田小学校を目指して避難してもらおうというふうになっているわけでありまして。

緊急時における一次避難場所としましては、吉田東部地区では、吉田支所も、4月からオープンします。吉田支所とか吉田中学校、あるいは常磐自動車道ですね。2カ所吉田東部にはあります。旧鞠子スタンドのところと浜吉田駅から横山のほうに行く高速道路ですね。あそこの2カ所ございますので。それから、今年度から建設が始まります長瀬小学校とか、あるいは災害公営住宅等も建設されますので、その時点でそういうところに一時的に避難するよというふうには、今後学校のほうでも避難マニュアルを想定する場合そうなるだろうというふうに思います。

それから、荒浜地区では荒浜小学校、荒浜支所、これも7月1日オープンですね。それから、阿部工務店のビル。これは、もう荒浜小学校で阿部工務店のビルに避難する訓練をもう既にやっております。そういうふうなことで。それから、JAの荒浜支所、あるいは現在要望しております荒浜地区の常磐自動車道、そしてまた今年度から建設が始まる荒浜中学校、そして災害公営住宅等々となります。

さらに、それでもちょっと困るわけでございますので、吉田東部地区では常磐自動車道より東側とか、長瀨小学校の南北ですね。南とか北の地域、それから荒浜地区の南の地域には、高い建物が残念ながらないわけでございます。そういうふうなことで、これからの緊急避難場所としましての役割を考慮しまして緊急時の避難タワー、先ほどもお話あったわけでございますが、あるいは避難丘の設置について、今総務課あるいは関係各課と検討しておると。

さらに、例えば登下校中に自宅に近いところでそういうものが発生した場合は、うちに直ちに戻ると。そして、保護者とともに高台に一斉に逃げるということ。あるいは、避難の方法、こういうふうなことを各学校、特に荒浜小学校は元に戻りましたので、そのことについては保護者を交えて避難のあり方等々について避難マニュアルあるいはカルテ、私はカルテと言っているんですけども、各家庭に合った避難のあり方、これを十分に検討していただく。もう既に、荒浜小学校は逢隈小学校に間借りしていたとき、保護者を集めてそういうことをもう話し合っております。そういうふうなことで、やはり子供たちに自発的危機行動能力、こういうソフト面を十分つけていかないと登下校中は大変かなというふうに思っていますので、このことについては学校長を通して各学校、全職員で子供の命を守ると。特に、登下校は学校管理下内でございますので、そのことを徹底していきたいというふうに思っているところでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） いろいろ説明していただきましたけれども、例えばの話します。悪いですけども。浜吉田の南から長瀨小学校までは約2.8キロ、距離数にして2.8キロですよ。今、もっともっと南のほうの東都タウンあたりには20から30戸のうちが新しくできています。移転してきて。あそこから行ったら約1時間かかります。長瀨小学校まで1、2年生の足で。その途中で何かあった場合、長瀨小学校は吉田支所と今おっしゃいましたけれども、吉田支所の津波の状況はどうだったんですかというの。あそこは避難場所じゃないですよ、吉田支所なんていうのは。長瀨小学校だって同じ。滞在できるわけでも、1日もいられないんだから。津波来たらば。そういうところを一時避難場所、緊急避難場所なんていうのにするなんていうのは、これ大間違いです。やっぱり、1時間の登下校の時間があるということは、大変な

子供に対しては負担なんですね。そして、長瀨小学校の場合は3分の2の子供は浜吉田近辺から通っています。常磐道から上の子供なんて、よくよくいないです。それらの実態を認識して教育長は、3分の2が浜吉田なんだから、通っている子供は。それらが、登下校中にああいう揺れになったら、どこに避難すればいいんだ。津波タワーあるか、高い丘があるかと。右往左往して、吉田支所に行ってまたどんぶりやられるのか。そんな考えではだめですよ。吉田支所の現状がどうなったかということ認識しなきゃ。それはそれとして、10分以内に逃げるところなんていうのはなかなかないですよ、吉田東部の場合は登下校中に子供の足で。その辺も答弁していただけるのであればお願いします。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 長瀨小学校の子供たちにとっては、確かに距離が長いところもございます。特に、浜吉田駅周辺から2.2キロを超えるのもわかっております。したがって、吉田支所、そういうふうなところはあくまでも、先ほど言いましたように基本はすぐ西部のほうに、高台のほうに逃げる、これが一番なんです。とにかく、釜石の「てんでんこ」じゃございませぬけれども、やっぱりその辺をきちっと家庭でも学校でも全部教えていくというふうなことで、先ほどカルテと言いましたけれども、家族同士でそういう場合、登下校のとき避難した場合はここに避難するんだよというようなことを各家庭でやっぱり決めてほしいなど、話し合っただけで決めてほしいというふうなこと。

それから、25日に長小の保護者を集めて、再校の説明会をやります。地域住民からもスクールバスを運行してほしいと。特に、浜吉田駅周辺から野地の子供たちは結構遠いもんだからということで、その辺についてもスクールバスを少し考えていきたいなというふうなことも今検討はしているんです。その辺も、25日だったと思うんですが保護者会で説明して、子供たちの登下校の津波による避難行動についても、保護者のほうにご協力をお願いしたいというふうな話をしたいというふうな思っておるところでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） この問題は幾らしゃべっても同じですけども、ひとつ将来の検討として津波のタワーとかその何とかの丘とか、そういうものはやっぱり途中で2カ



所ぐらい設置しておかないと、本当にいざというとき、これは子供たちの本当に動揺したところが、置き場所がなくなるということで、幾ら教育したってこのとっさの場合はそんな動きができないということですね。小さい子供は。大人の指示を得ないと動けないということなんです。それだけは言うておきます。

3点目に入ります。

今度、被災者が長期滞在となったときの避難所の運営、先ほどちょっと触れましたけれども、これらについては避難する方々にはいろいろな方々、災害時要援護者というような言葉でよく言われておりますけれども、今回の避難所の運営で皆さんも大いに経験なされたと思うんですけれども、その中で先ほども防災の婦人防火クラブですか。そういう面の経験も踏まえてやるんですけれども、今から町では地域防災計画を作成する。多分、24年度からの予算をとって、繰り越しをして、今回の補正予算でグレードを上げるというような補正予算、町長の趣旨説明であったんですけれども、その地域防災計画の中にやっぱりこういうような長期滞在になった場合の避難所の対応とか、あとは何といてもこのマニュアルをつくるということですね。このマニュアルには、先ほど副町長が言ったように、マニュアルは各地域、亘理町1本のマニュアルも必要です。だけれども、各まちづくり協議会、その下に下部組織も連なっています。その防災マニュアルをつくる時、各まちづくり協議会の意見というのは、防災計画をつくらせればいいんですよ、まちづくり協議会に。まちづくり協議会も活性化するし、防災に対して感心はえらい今高いですし、そういう面で地域がまとまるために防災組織の中で防災計画をつくる。それを引き上げてきて、コンサルタントにつくらせて、コンサルなんて町の防災の道路の図面上でわかるだけであって地域の考えもわからないし、そういう考えでなくて、まちづくり協議会の防災計画をつくらせて、それらを皆さんがまとめてそれを相対的に、「じゃあ、コンサルさん、このようにちょっとマニュアル的につくとどうだ」というような考えに持っていったほうが、本当に地域に密着した地域防災計画とかハザードマップとか出てくるので、机上で何ぼグレードを上げる、金をつけるといったって、そういう問題ではないと思うんですね。もうちょっと地域の意見を聞いた地域防災計画、ハザードマップ、それらを佐藤仁志課長のとき、補正予算とったとき、これを言ったんだけど、ではそれやりますというような答弁ありま

した。いずれ、今のところ何もないですけれども、そういう地域に下がって地域の声を聞くという会議もないようだし、その辺どうなっているかちょっと伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 今回の東日本大震災におきましては、被災された方々が避難所、町のほうでは小中学校6カ所に設置させていただいたわけでございます。その避難所そのものについては、当初約7,000人の町民の方々が不自由な生活を送ったわけでございます。そういう中で、やはり今回の仮設住宅そのものについては、町のほうの公共ゾーン、中央工業団地あるいは運動場等があったために7月から入居できたというのも、4カ月余りで仮設住宅に入居できたということも、ほかの市町村より早かったのかなと思っています。

しかし、避難所生活そのものについては、本当に当初はこの寒さ対策のための寝具等、さらには食べ物の物資等が不足しておったわけでございます。本当に、この避難された方々に手厚い援助ができなかったということを反省しておるわけでございます。それを踏まえまして、国のほうでも現在「避難所における良好な生活環境の確保に関する検討会報告書」なるものが作成されまして、現在町のほうに避難所の開設・運営マニュアルという指針が示されておるわけでございます。これらの指針を踏まえまして、やはり今申されたように町だけでなく、あるいは各団体の長だけでなく地域のまちづくり協議会、それらからも十分意見を聞き、幼児から高齢者を含めたやはりマニュアルをつくりながら、このような災害の場合については、ぜひ地元の方々がすぐ頭に入る地域のマニュアル的な内容も完備してまいりたいと思っております。

そしてまた、3.11東日本大震災の災害が二度と来ないように願っているところでございますので、今後とも防災、減災について町のほうでは、この防災マニュアル、ハザードマップをつくりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 今、町長申したように、本当に地域の方々にわかりやすい、そして密着した地域防災計画、ハザードマップをお願いします。

最後に、先ほど言った災害時要援護者についての情報。地域には、いろいろ見えない方々で、個人で年寄りが1人で過ごしているとか、家の中に障害者を抱えてい

るとか、高齢者世帯とかいろいろな方々がいて、なかなか情報をつかむことができない。地域の中でもね。

ただ、行政としてはいろいろな名簿とかを持っていたりとかしてありますけれども、ただ、今、個人情報保護法とかそういうものがちょっとハードルになってなかなか出せないところもあります。しかしながら、やっぱりそういう情報がないと、いざその災害が起きた場合、救助できないというようなことになりますので、やっぱりその情報についてはさっき言った防災組織、まちづくり協議会、民生委員、区長、これらとともに共有した情報を持っているということが、いざというときに重要な役割を果たすんですね。そうした場合、前も森課長か菊池課長のときに言ったんですけども、個人の自分からの手上げ方式があったり、あと行政側からいいですかと許可方式があったり、いろいろな方式をもってその名簿を作成すると。それをもって、組織に提供して情報を共有すると、いざというときにその情報が役立って、この人は車いすだ、この人はベンチを持っていけばいいとか、これは個人ですよとかそういう情報も共有することができるので、そういう情報については個人情報の許す限り、個人の許可を得る限り、やっぱりその防災組織なり地域の民生委員、区長なりに全部出して、いざというときにしか使ってだめですよと。そういうやっぱり皆さんの共通の意識のもとにこういう情報を共有するということが必要だということで、そういうのをぜひつくって、共有するような方法をとることができるかできないかをひとつお願いします。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） 議員さんが今ご提案されたようなご本人、あるいは行政のほうから了解をとるとか手上げ方式とかそういったことを踏まえて、ぜひつくってみたいなというふうに思っております。

ただ、その際にはやはり地元のどうしてもご協力が必要なものですから、その辺のご理解を得た上でぜひともやってみたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） どうもありがとうございました。

議長（安細隆之君） これをもって、鈴木高行議員の質問を終結いたします。

この際暫時休憩をいたします。

再開は11時40分とします。休憩。

午前11時27分 休憩

午前11時40分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番。高野孝一議員、登壇。

〔2番 高野孝一君 登壇〕

2番（高野孝一君） 2番 高野孝一です。

私は、仮設住宅と吉田東部の災害危険区域についての2点について質問いたします。

まず初めに、応急仮設住宅の提供期限についてです。

被災自治体が建設する仮設住宅やみなし仮設住宅の入居期限は、災害救助法で原則2年間と決められております。災害公営住宅の整備が遅れているということで、24年4月17日に1年間延長され3年となりました。

そこで、（1）です。その時点では、町内の集合住宅に当てはめてみますと、26年秋以降となり入居が間に合わないということで、このような状況は被災地全般に言えることで、政府は今年、25年4月2日に自宅再建の支援、災害公営住宅の整備を進めているが、被災地において復興状況が異なってきている。応急仮設住宅の居住期間については、自治体の判断で延長が可能であるとしております。また、谷復興副大臣は、復興が遅れている市町村については、入居期間を5年まで再延長できるということもお話しておりました。そこで、当町は当然延長という形になると思いますが、当町は何年延長で、その延長する場合、国とか県との手続はどのようになっているのかを伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 高野議員のご指摘のとおり1年間延長となり、現在は3年間となっております。今後の延長につきましても、被災されました町村が要望した場合、県知事の判断により延長することができることとなっており、亶理町においても平成25年度中にすべての災害公営住宅等の完成は現時点で見込めないことから、再延長について知事へ要望していく考えでございます。なお、知事もこのこ

とに関しましては、前向きな姿勢を示していただいております。

また、その際の手続につきましては、今回の契約の条項に1年ごとの延長ができるよう自動延長条項が追加されており、再延長の手続の必要はないということでございます。

なお、民間賃貸住宅、すなわちみなし住宅についてでございますけれども、これも応急仮設住宅と同様に1年間延長されておりますが、こちらは再延長の手続が必要となります。なお、みなし住宅につきましては貸し主、すなわち大家さんという形になりますけれども、意思によることから、希望したとしても必ずしも延長されるものではございませんので、このように貸し主側で再契約の意思がない場合で、かつ自宅等の再建が困難な世帯については、応急仮設住宅に入居していただくこともできるようになっておるところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） そうすると、延長の理由は、やはり被災者の方たちが新たな公営住宅に入る環境が整っていないというふうな理由で1年、さらにそれがまず無理だったらさらに1年というふうな形になるわけですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） そのように、県知事ともお話をさせていただいております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） わかりました。

じゃあ、（2）に行きます。

整備予定の集合住宅、先行して始まっております西木倉、これは26年の秋に入居可能。ほかの3つの集合住宅もでございます。そして、戸建て住宅、これも早いところで26年秋です。防災集団移転の宅地整備が終了し、これも引き渡し予定が26年1月から始まります。災害公営住宅及び防災集団移転事業だけを見れば、対象者は25年夏ころから秋ごろには退去できる環境にあると考えますが、その対象者に対して引っ越しする、その仮設などを出る期限は設けてあるのかどうかをお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 防災集団移転用地の整備につきましては、平成25年度から工事施工予定で、各団地の進捗状況により差が生じておることも考えられますが、平成26年1月以降に住宅が建築できるよう進めておるところでございます。住宅の完成後は、速やかに仮設住宅からの退去をしていただくようになりますが、引っ越しあるいはさまざまな準備等もあると思われまますので、状況を見ながらある程度の猶予は必要と考えております。

ただし、住宅の使用目的以外の使用、すなわち倉庫あるいはそのまま使用するということについては、やはり他人に貸したりすることはできないということでございますので、災害公営住宅、戸建て集合住宅等の入居者につきましても同様でございます。

そういう中で、今回の議会におきまして、用地取得あるいは造成事業を提案しておりますので、これを早く解決いたしまして事業を進捗してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議 長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） 確かに、移転する公共施設ができたから、次の日に引っ越ししろとはなかなかこれは言えませんので、確かに猶予が必要なんですね。その対象者から見れば、じゃあ猶予ってどのくらいなのかと。1カ月なのか3カ月なのか半年か。その辺、町長どの辺の期間として考えていますか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 現時点でははっきりと何日と申すことはできませんけれども、現在仮設住宅に入っている方々が、トラック等がないと荷物の運び方も大変である、専門業者に頼みますと膨大な金がかかると思っております。そういうことから、やはりお互いに共同で、この住宅内での共同で移転するような方法が最も大事かなと思っております。猶予といたしましても、一応状況を見ながらですけれども、余り長くなると隣との関係もございまして、1カ月ぐらいの猶予ぐらいが適当かなと。余り長くしても、いつまでいてもよろしいという感じになりますので、最高1カ月以内で退去してもらう方法ということで、現時点では考えておるところでございます。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） 各家庭で状況が違いますので、一応1カ月を目安にした、1カ月だからといって出ていきなじゃなくて、その辺の状況を見ながら対処していただきたいと思います。

それで、防集移転や公営住宅入居者の方たちは行き先があるからいいわけですが、中にはみなし仮設に入っている中の人たちだけでも、なかなか自宅再建、自主再建なんかできない方もいるわけですね。そういう方に関しては、どういふふうな対応といたしますか、ある人は、行く場所が決まっている方はいいですが、なかなか行けない方もいると思うんですね。できれば、その5年の間に決めてもらえればいいんですけども、4年経ってもなかなか決まらない、5年経っても決まらないという方たちに対しての対処はどういふふうに考えていますか。

（「3点目になるんですか」の声あり） ああ、これ違います。まだ、2番目です。ああ、わからないですか。（「もう一度。わからなかった、今の」の声あり）

今までの話は、防災集団移転とか公営住宅に入る方たちは、26年の初めころから、26年1月には防災集団移転の土地は引き渡ししますよね。その方たちは、うち建てるんだったら半年くらいかかると思うんですけども、基本的に26年の夏から27年度にはこういうふうな対象者は引っ越し先があるわけですよ。でも、仮設の中には、必ずしもそういうふうな人たちだけではないですよ。そういう方たちの入居期限はどういふふうにして決めるというか判断しているわけですか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ただいまの質問は、第3点目と関連するかと思いますけれども、やはり集団移転あるいは災害公営住宅に入居できる方については、今議員さんが言われたとおりでございますけれども、なかなかそういう方だけでなく、やはり移転先が見つからない場合については、第3点目ではございますけれども、現在の仮設住宅の中のやはり空き部屋を使いながら、これについてもやはり集約しながら検討してまいりたいと思っております。

議 長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） ちょっと、町長、3番目です。私、まだ2番目ですからね。

仮設とかみなし仮設に今入居している世帯は、若干自主再建とかで元に戻った方とか新しい土地を求めて転居した方おりますけれども、現在その仮設とみなし仮設

に入居している方は、何世帯ありますか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 現在、5カ所の仮設住宅を建設したのは、町のほうでは1,126戸建設したわけでございますけれども、現在、4月末でございますけれども、955戸になっております。そういう中で、家族数が2,517人ということで、当初計画した1,126戸から現在入っておる955戸になりますと、空き部屋が171戸という数字になっております。さらには、民間の賃貸住宅、みなし住宅につきましては、これまた4月30日現在でございますけれども433戸、そして家族数でございますけれども1,424名となっておりますところでございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2番（高野孝一君） それで、災害公営住宅の整備は戸建て及び集合で496戸、それと防災集団移転で192区画を整備しております。これ合計いたしますと688戸、688の世帯が国の支援で整備した場所に移り住めるわけですがけれども、今お話しあったようにみなしで433、仮設で955、約1,400世帯の方たちは、これからずっといつまでもその場所にいられるわけじゃないんですけれども、受け皿は688しかなくて、パイが688しかなくて、入居する方は、移転しなくちゃいけない方は約1,400あるということですがけれども、その残った方は当然自主再建ということなんだと思うんですがけれども、なかなか5年で下手すると退去できない可能性もあると思うんですがけれども、そういうふうな方たちに対してはどのようなふうな対処をするわけですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 現時点での数字は、今申された戸数と住民の方々の人数でございますけれども、果たしてあと2年後のこの公営住宅、集合、戸建ての分、それらの内容を踏まえないと現時点ではどのようにするかというのを、これからの検討課題かと思っておりますけれども、やはり早く生活再建できるように支援というか、現在の制度の中で支援をしてまいりたいと思っておりますところでございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2番（高野孝一君） さっき一番最初で答弁があったように、基本的には3年。それで、1年更新、また1年更新で、今最長5年なんですね。じゃあ、5年経ったときにこういうふうな行き先のないと言うと失礼ですがけれども、まだ行く場所が決まってい



ない方、出ていけとはなかなかこれは言われないうんですよね。そういうふうな方たちにどういうふうなサポートをしていって、安定した生活ができるように町として対応するのか。その辺をお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 現時点では、亙理町だけの問題ではないと思っております。今回の津波被災を受けた15市町の関係あるいは県、そして国のほうに、この対策についてはいろいろと前向きに検討してもらおうよう要望もしますし、やはりそのような不幸な事態にならないように、町としても努力をしまいたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） それでは、（3）になります。

26年1月から、防集移転での造成した土地の引き渡しします。各自建物を建て始めるわけですね、そこからね。集合住宅も26年の秋から27年の春に完成して、入居が進みますと仮設住宅の人たちも減るということで、5カ所の仮設住宅を集約するように多分なると思うんですけれども、その集約は先ほど言ったように考えているということですね。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいま高野議員から申されたとおり、平成26年秋から27年の春ごろまでには災害公営住宅、そして集合の住宅、それらについては400戸、戸建てについては96戸が入居可能となるわけでございます。これらの事業によりまして、残った空き部屋がふえることが予想されます。そういうことから、先ほども若干触れましたけれども、応急仮設住宅5カ所の空き状況を見ながら集約をしていかなければならないと思っておるところでございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） 現時点で、どこの場所に1カ所にするのか、どこの箇所に2カ所にするか、まだなかなか結論出せない状況だと思うんですけれども、例えばその集約するにしてもどういうふうな基準で最終的に決めるというふうな考えがあるのではないかと思いますけれども、その辺どういうふうにご考えていますか。

議長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 現在、仮設住宅は5カ所にあるわけでございます。まずもって、公共ゾーンについては550戸ほどの仮設住宅があるわけでございますけれども、その中に集会所もあるということ。それらも踏まえながら、必ずしもどの団地に集積するというだけでなく、そして他地域から入っている方々。特に、荒浜の西木倉が最初に建つわけでございます。その入居者が、公共ゾーンに入居している方が多いように聞いております。さらには、この旧館にも荒浜の方々が入居しておる。それらの状況を見ながら、そして最終的な判断については、やはりその一つ一つを集約するのでなく、例えば公共ゾーンであれば550のうち300戸でとめるか、それらの内容についてもう少し具体的にになりましたら、皆さんにもご報告を申し上げたいと思っております。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） 私は、最終的に5カ所を1カ所にするのかなと思ったんですけども、そうじゃなくて、ちょっとその場所で規模を小さくするということだと思います。

最終的に1カ所にするんだったら、私もどこがいいのかなと考えたことあるんですけども、一番建物を重視すれば工業ゾーンの積水さんの建物が一番いいのかなと。あと、買い物の不便さから考えれば、ちょっと宮前はなかなか厳しいのかなというふうに思って、どこになるのか考えていました。わかりました。じゃあ、そういうことで対応していただきたいと思います。

それでは、大きい2番目に移ります。

吉田浜・大畑浜地区の災害危険区域土地利用計画、先ほど鈴木議員のほうから同じような質問がございましたけれども、ちょっと違う切り口から質問いたします。

その中では、再生可能エネルギーやメガソーラーの誘致と、復興計画では基本方針としております。震災3年目でございますが、なかなか具体的な事業が見えないということで、先ほどその場所は産業誘致と稲作圃場、今一応それを考えているというふうなことでした。

そこで、イチゴ圃場整備についてですが、先日、10日前の全員協議会でこの農山漁村地域振興基盤総合整備事業、亘理地区の年度別施工区域図をいただきました。これを見ると、吉田東部の圃場整備が26年の秋から28年の3月の期間に、1年半か

けてやるというふうになります。面積は172ヘクタールというふうなことだと思いますけれども、ちょっと確認なんですけれども、この圃場整備する場所はこの黄色い枠で塗りつぶされている場所なんですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まずもって、圃場整備する内容等について若干触れさせていただきます。

大型圃場整備事業の工事については、宮城県にお願いして施工するという運びになっております。工事着手につきましては、今年の秋から始まる計画で進んでおります。この秋からというのは、高須賀前の周辺でございます。高須賀前の箱根田の北側ということで行います。そういうことで、今回の大型圃場整備地区につきましては、亘理町全体といたしましては7地区でございます、その面積が1,123ヘクタールの農地整備を行い、先ほど申し上げましたとおり平成25年秋から平成27年の3月までの期間の整備面積、これ区割りしております。25年の秋から27年の3月までの期間の整備面積は565ヘクタール、そして平成26年秋から28年の3月までの期間の整備面積は558ヘクタールを計画しておるところでございます。

なお、今、図面示していただいた黄色に塗色されている内容については、担当課長からご説明を申し上げます。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） それでは、今、塗色した場所とは吉田東部2地区のことを言っていると思うんですけれども、⑨番。この部分の塗色した部分について大型圃場整備をやりたいということで、面積的には1,172ヘクタールというようなことでございますが、先ほども鈴木議員のほうからパイロットのほうでやった畑地はどうするのやというような話もありましたけれども、今のところは保安林の拡幅、そして再生エネルギーのエリアというような観点でございますが、いろいろと今後の畑地につきまして大区画をやらないといけないんじゃないかというような考え方は持っています。そういうことで、いろいろと再度このパイロットの広い部分について、土地利用につきましては、土地利用をどうすべきか関係団体と調整を図って、ある程度方向性が出ましたならば地権者の関係と説明などをしながら、ちょっと土地利用の観点を細部的に区別していきたいなと考えております。以上でございます。

す。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） そうすると、この黄色い場所が圃場整備で田んぼを整備すると。その白い部分が、従来イチゴをつくっていた畑といますかそういうふうなことだと思うんですけどもね。この図面を見ますと、さらにそっちの東側の部分は多分防潮林かなと思うんですけども、ついでといますか関連しますけれども、防潮林のその整備に関しては、幅はどのくらいの計算でこの図面を書いておるわけですか。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 現況で、防潮林につきましては、東側が県、真ん中が町、そして西側が国と3つの省庁を関連して防潮林がありました。一番広いところで250メートルぐらいありました。そのことについては、林野庁に今お願いして造成をしていきたいというような計画でやっております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） この図面は理解いたしました。

それで、（2）に入ります。

その圃場整備されたのは、田んぼが対象でございますので、それ以外の塗りつぶされていない場所が見られます。これは、従来パイプハウスを利用したイチゴ栽培の場所なんですけれども、前の議員からの質問でも答えていたと思うんですけども、まずは緑地とかそういうふうな部分にするとも聞いておりますし、またうわさなんですけれどもバイオマスの発電の材料といますか牧草を育てるというふうなことも聞いておりますけれども、やはり緑地ということで作物はつukらないというふうな考えでよろしいんですか。（「2番目の質問なんですか」の声あり）ああ、2番目ですよ。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 吉田浜地区や大畑浜にありましたパイロット団地につきましては、亘理町震災復興計画に基づきまして新産業の実現を目指し計画しておったところがございます。町といたしましては、当初メガソーラー等の再生可能エネルギー事業などの産業誘致、再生ゾーンとしての震災復興計画の土地利用に位置づけしており

ましたが、農業振興地域の整備に関する法律、農地法等により設置がかなり困難であること、さらにはご案内のとおり特別送電設備の費用がかかること等で、設置を計画していた企業が相次いで計画を断念したことから、特定非営利法人であります元気な日本をつくる会が実現可能調査を踏まえまして、塩害地でも牧草の栽培が可能であること、さらには牧草をメタン発電原料とすることでバイオマス発電導入が可能であることなどにより、パイロット団地跡地に牧草を栽培いたしまして、バイオマス発電を町内に設置することを現在検討しておるところでございます。町といたしましても、今年度において農地復旧工事に着手し、瓦れき撤去、除塩作業を進め、栽培ができるよう農地復旧を目指していく計画であります。

さらに、現在役場内の若手職員で構成する亘理町バイオマス発電事業を核とした産業創出と地域活性化事業プロジェクトチームを今年3月末に設立いたし、元気な日本をつくる会の方々と月1回のペースで打ち合わせ会を開催し、実現性の観点から検討しているところございまして、今後プロジェクトが具体化した時点で議員の皆さんにもご説明を申し上げたいと考えておるところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） 確かに、田んぼを整備しても地元のその所有者が耕作、営農できなければ、ほかの若い方たちに若干手数料を払ってお願いするというふうなこともできますけれども、実は畑の場合だとなかなかほかの方たちに貸すというのは難しいと思うんですよね。そういうふうな観点からいえば、今の話は手っ取り早いのかなと思うんですけれども、実はあの辺の方たち、イチゴつくって多分30年ぐらい経つと思うんですけれども、そのころはイチゴのほかにブドウとか多分スイカとかつくっていたのかな。それを30年かけて肥沃な土地にしてイチゴを、本当に代表するイチゴをつくっていた土地を何かこう安易に牧草をつくってしまうというのは、すごくその30年汗水流した苦勞をちょっと無駄にってしまうような、ちょっと私感じがするんですよね。

そこで、そういうふうな肥沃な土地なので、地元の方たちがなかなか栽培できなければ、これは山元町でも名取なんかでもありますけれども、農業生産法人なんかを呼ぶとか地元で発足させるとかして、大規模経営をさせる。そして、かつ加工や

流通にも精通しているような方たちを呼びながら、これまでつくってきた土地を活用していくという方向がまずあってもいいのかなと私は思うんですけども、そういうふうな考えとかというのはなかったですか。

議長（安細隆之君） 副町長。

副町長（齋藤 貞君） 今、町長のお許しが出たので申し上げたいと思います。

議員さんのおっしゃるとおりでございます。実は、これはまだ具体的には何も進んでいないんですけども、いわゆる一般企業の農業に対する見方というのは、従来と全く違っています。ですから、農業に参入したいという意欲を相当持っています。亘理に関連するある大手企業の担当者とせんだってお話ししたら、亘理にも農業で参入したいですねと。

例えばどういうことかということ、前に議会で申し上げたと思います。これは、まだ、きょうはたまたま伊藤会長が後ろにいたんですけども、現在オリーブについては亘理地区まちづくり協議会に事業をお願いしております。現在、その状況を見ながら事業化進めるかどうかということで現在進んでいるわけですけども、栽培に実はことしのこの天候、寒さ、水不足、それからもう一つ、風。ほとんど枯れちゃったなというような非常に危惧を持ったわけですけども、先日6月3、4、5とイタリアからゴリー先生というご指導の先生まいりまして、それから提供していただきました植木の方がいらして、17カ所のうちの12カ所ぐらいを見ていただきました。その中で、一番条件の悪い開墾場の齋藤さんの畑、被災あったところですね。ほとんどだめだなと思ったら、どっこい生きていましたね。実は、先日、町長に同行して見てきたんですけども、もう芽が完全に吹いていました。ゴリー先生は、むしろイタリアのこのこと同じくらいの緯度のところよりも亘理のほうが条件がいいなというお話もいただいております。ですから、これは恐らくオリーブについては夢でなく終わるんじゃないかなと。その企業の方も4日、5日の日だったかな。説明会に出ています。当社としても、ぜひ亘理でオリーブに取り組んでみたいというような考えもしています。

今、町長が言いましたように、オリーブを搾ることによってのかすも、さっき言ったバイオマスの燃料とか原料になるそうです。ですから、牧草のみならずいわゆるオリーブもあの地に植えられるかどうかの可能性につきましてもう少し調査

検討し、やるのであればやはりそのクラスの大手の企業にぜひ法人をつくっていただきまして参入していただければ、うまく成功するんじゃないかと。バイオマス事業とそれから農業の再生と両方の観点からうまく結びつくように、何とか夢で終わらせないようにあそこを活用したいと。

おっしゃるとおり、亘理の農地は非常に農業に適してございます。ですから、いわゆる施設園芸のみならず、先ほど議員さんおっしゃったように昔はブドウも梨もあったわけですから、できれば露地栽培でできるやっぱり作物をあそこに導入すべきと。亘理全体的にですね。現在、圃場整備もしていますし、完全に亘理の農業の経営の方法も変わるはずでございますから、その一環としてあの土地を捉えていきたいなどこのように思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） そういう形にすれば雇用を生むと思いますし、やっぱりイチゴでもそうですけれどもリンゴでもそうですけれども、1個100円が加工することによって300円、400円、付加価値が出て農業者の収入の増につながるということもあります。

ただ、あその場所、オリーブの木がいいとか悪いとかじゃなくて、あその場所、かなり風強いんですよ。2月、3月くらいになると、もう目の前が見えないくらいもう砂ぼこりで大変なので、その辺に耐えられるようなことも考えながら、オリーブが適しているかどうか前向きに考えてもらえればと思います。

（3）に行きます。

さっき宅地のことありましたけれども、被災者から買い上げた宅地なんですけれども、今後どのように利用するかということなんですけれども、一応ちょっと答えていただきますか。（3）です。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ご案内のとおり、災害危険区域には吉田浜、大畑浜等々の4行政区の集落が存在しておったわけでございます。この集落には248世帯がありまして、989人が生活をしておったわけでございます。しかし、今回の大震災によりまして集団移転を余儀なくされ、住み慣れた居住地を離れなければならないという不幸な事態になったわけでございます。その宅地につきましては、圃場整備事業の中で換

地手法を用いて土地の集約化を行う計画としており、現在移転元地の買い取り手続を進めておりますが、今後元地を圃場整備区域へ編入する手続を行い、土地の集約化並びに農地、非農用地を分別することで、有効な土地利用を進めるようにしていく計画で現在進めております。

元地の集約場所につきましては、農地整備に支障が出ないように十分に検討していく必要があります、そのため今後換地業務の主体先であります亘理土地改良区、圃場整備事業の地元代表者で構成される換地委員会、そして評価委員会と協議、そして連携、調整を図りながら決定していくこととなっております。計画案ができましたら、地域住民並びに関係機関よりご意見を拝聴しながら進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） そこで、その宅地の利用方法なんですけれども、これいろいろあると思います。震災の計画では、メガソーラーというのもありましたけれども、いろんな問題、例えば高圧送電線の設置に高額な金額がかかる、また農地の多分第1種なんかの転用がなかなか難しいということで、いろんな業者さんが多分町に来てほとんどが諦めて帰っていつている状況なのかなと思います。

そこで、一つ提案なんですけれども、そのメガソーラーと言って1ヘクタールに機械を並べるんじゃないで、そうすれば当然高圧送電線なんかを整備しなくちゃないですけれども、例えば宅地、これまでの宅地、80坪なり100坪に50キロワットのメガソーラーを設置するわけです。その発電した電気はどういうふうにするかというと、既存の電柱の100ボルトなり200ボルトに送り出すというふうな方法で、それを何カ所か。例えば、1カ所50キロワットで、それを20カ所つくれば、ばらばらですよ。20カ所つくれば、1,000キロワットで1メガソーラーができるわけですよ。そんな発想もあるわけです。

被災地帯、海岸地帯の岩沼なんかも先行して、いかにもあした、あさって発電できるような情報が流れていますけれども、ご存じのようにまだ全然動いていない状況なんですね。ですから、その発想の転換で小さいやつを点在させるというふうな設置の仕方もあるわけですね。その辺ちょっと、これから今すぐにやるやらないじゃなくて、ちょっと検討してもいいのかなというふうに思いますけれども、町長ど



うですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 今回の災害危険区域の宅地そのものの利用方法については、先ほど来、一応現時点では集約化をして何らかの施設の整備を図りたいという考え方を持っております。そういう中で、高野議員さんが言われた宅地によって送電線とかメガソーラーを……。 （「普通の」の声あり） 設置するという事そのものについては、これについてもやはり元の地権者の考え方もいろいろとあろうと思えます。なぜそのような施設をつくることができれば云々という、今まで住んでいた方々もあろうかと思えますので、その辺のやはり被災された方々との調整も考えながら、検討も加えてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） でも、被災元地も買い上げれば町有地になると思うので、どうかね。余り被災者の方たちを云々と言うのも違うのかなというふうに思いますけれども、一応検討してもらえればと思います。

あと、もう一つ。吉田浜、須賀畑の住民から多分以前にもお話があったと思うんですけども、あそこにお寺と神社があります。できれば、あの辺を避難丘まではいなくても、ちょっと小高い丘をつくって神社を上の方に建てていけるような公園も考えてほしいというのが事前にあったと思うんですけども、それもこれまで住んでいた地域住民の声だと思うので、それも含めてやはりこれからの災害危険区域の整備に関して意見も少し入れて、中に事業として盛り込んでいってもらえればいいのかと思うのが一つと、あともう一つ。

今、被災地に行くと、ほとんど津波で被害を受けた建物が、民間ですけども、解体してもうなくなっていますね。一つ、その吉田浜、須賀畑でいうと、ただ1軒だけ残っています。ハウスメーカーさんで建てた、地図で見ると半澤さんといううちのかな、が残っているんですね。これは、やはりそれを残すことによって、津波被災を風化させないというモニュメントにもなると思うんです。これは、本人の意見、まだ同意もらっていないからですけども、そういうふうなものも町としてひとつ吉田地区に1つとか、荒浜に1つとかという形で残してもいいのか。それも、これから危険区域の中の事業に盛り込んでもいいのかというふうに私は思

うんですけれども、町長どうですかね。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 今、現在のプロジェクトチームの中でもいろいろ検討させておりますけれども、今議員さんから申された内容を踏まえて、これから検討してまいりたいと思っております。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） それで、その橋本堀が去年くらいから設計とか測量始まっているのかな。それで、30年度完成で、南北に4キロの高さが5メートル、実際、地面からは3.5メートルくらいだと思うんですけれども、それが整備されたときに、災害危険区域で例えば農作業をやっていた方、何か仕事していた方が、いざというときにこれは逃げなくちゃいけないですね。ただ、その橋本堀の堤防があることによって、やはり西側に来る避難道路のようなものは完璧に整備しなくちゃいけないと。当然、大畑浜北か、南だったかな。あの住民の方たちおりますし、その辺も含めてこの避難道路の形、例えば堤防があって立体交差、上、上るのか、トンネル掘って下くぐるのか、もしくは高速道路のように本線と平行して上に上って、また平行して下るのか、そういうふうな整備の仕方というのは一応考えがあるんですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） それらの内容も含めて、現在避難道路あるいはこの二線堤の問題も、担当課のほう並びに現時点でのプロジェクトチームの中で検討しておるところでございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） それらも一応30年までの完成なんですけれども、その設計といたしますかどうかというふうな形なるというのは、いつの期限くらいまでに決まるわけですか。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） それでは、橋本堀添線。今の現状、進捗状況でございます。

平成24年度から地権者に説明をしまして、今現在測量調査してございます。それで、ご案内のとおり中断してございます。それで、それが、測量が終わったところから今度は説明会をして、今年度、25年度において用地買収の終わったところから

工事に着手したいとこのように考えてございます。

それで、今の基本設計でございますが、高さは5メートル。大体、目安で約30メートルでございます。それで、危険区域からの避難道路も、これも当然8カ所ぐらい計画してございます。その辺も踏まえて、今測量調査、業者のほうから上がってきてございます。それができ次第、今度は2回目の説明会、いわゆる法線とこの幅とどのくらい入るのか、その辺も近々中に開催したいとこのように考えてございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） わかりました。

私の質問を終わります。

議長（安細隆之君） これをもって、高野孝一議員の質問を終結いたします。

以上で一般質問を終了いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後12時25分 延会

上記会議の経過は、事務局長 丸 子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 安細隆之

署名議員 四宮規彦

署名議員 高野進